

## 第425回南国市議会定例会会議録

第4日 令和4年3月10日 木曜日

### 出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

### 欠席議員

12番 有沢 芳郎

＊

### 出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 崎山 雅子
子育て支援課長 溝渕 浩芳	長寿支援課長 島本 佳枝
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 谷合成 章
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 長野 洋高	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 横山 聖二	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 山崎 伸二	上下水道局長 橋詰 徳幸

会計管理者兼 参事兼会計課長	秋 田 節 夫	福祉事務所長	池 本 滋 郎
教 育 長	竹 内 信 人	教育次長兼 学校教育課長	伊 藤 和 幸
生涯学習課長	中 村 俊 一	監査委員 事務局員	天 羽 庸 泰
農業委員会 事務局 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

\*—————\*

#### 議会事務局職員出席者

事務局 長	公 文 知 子	次 長	野 口 裕 介
書 記	門 脇 智 哉		

\*—————\*

#### 議事日程

令和4年3月10日 木曜日 午前10時開議

#### 第1 一般質問

\*—————\*

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第1 一般質問

\*—————\*

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

\*—————\*

#### 一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。20番福田佐和子議員。

〔20番 福田佐和子議員発言席〕

○20番（福田佐和子） おはようございます。日本共産党の福田です。

私は、通告をしてありますのは、地域交流センターについて、コロナ対策について、図書館建設について、子供を取り巻く情勢について、65歳を迎えた障害者の介護保険への移行についてです。

以下、答弁よろしくお願いをいたします。

質問の前に、開会日に決議が全会一致で採択をされましたけれども、ロシアのウクライナ攻

撃に強く抗議をいたします。世界が核兵器のない世界をと求める中、核による脅迫は絶対に許されないと考えます。非核都市宣言をしている南国市長として、平和首長会などとともに全国から抗議の声を上げるよう、まず要請をしておきたいと思っております。

まず1点目、地域交流センターについてお伺いをいたします。

半世紀も前からの市民の願いがやっと実現をしオープンも目前に迫ったときに、このような形で議論をすることになるとは、市民の皆さんも、また一緒に実現を目指してきた私たちも思ってもいませんでした。

高知市まで行かなくてもこの南国市で音楽会や舞台を楽しみたいとの当然の願い、そして子供たちには小さなときから生の舞台を見せたいと願って活動してこられたこども劇場のたくさんのお母さんたちなど、いろいろな立場から文化ホール建設は望まれてき、そしてやっと今日実現をすることになりました。

市民こぞって喜ばしいときに、議会でこんな議論が交わされていることは大変残念でなりませんし、議会の一員として市民の皆さんに大変申し訳なく思っております。執行部と議会がそれぞれの役割を果たし、市民の皆さんに納得していただけるようにと願い、今回は市長にお尋ねをいたします。

調査特別委員会には、市長はじめ担当課の皆さんの出席がありました。全ての皆さんが少しでもよいものという思いで取り組んでこられたことがよく分かりました。毎月の広報では、工事の進み具合や楽しみにしている市民の気持ちにぴったりのコメントがあるなど、これまでと全く違う取組をしていると思っております。私も週1回、懐かしい体育館が壊され、新しい骨組みができ、新たな建物になる過程を外からずっと見てきた1人ですが、警備の人とは話もよく交わすことができました。

毎月の広報にも変更があったとの記述はなく、インパクトの強い建物というイメージを持ったままの市民の方が大勢おられます。大変驚きました。絵のよしあしを言っているのではなく、議会も市民も知らないままに意外な展開になり、大きな疑問を抱きました。

私は、調査委員会の一員として審議に加わっておりますし、議会最終日には委員長報告があります。私からは、市長の政治姿勢として市長にお尋ねをしたいと思っております。

まず1点目は、調査委員会にも一度市長には出席をしていただきました。今回の事案についてどのように考えておられるのか、まず改めてお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今、福田議員さんもおっしゃられたとおり、私も一度、3回目の調査特

別委員会に御出席さしていただいて、説明もさしていただいたところでございます。こういう調査特別委員会が開かれるということになったということは、本当に私自身も残念なことでありまして、今西委員長さんをはじめ議員の皆様には御苦勞もおかけしたというようにも思います。

この委員会の中でもお話しさせていただいたところでございますが、今回の壁画制作に当たる過程につきまして、その法的な問題、また瑕疵等、そういったことがこれから最終日にも報告があるかと思えます。そういったものがなかったにしても、私自身その過程の中で少し説明がやはり足らなかった、もう少し早く説明をしておけばよかったと反省もしているところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 市長のお考えは分かりました。

次に、予定どおり4月にオープンされるのかどうかお聞きします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 建物は1月末に完成したところでございますが、この後は外構工事がございます。また、旧の中央の公民館、また大篠公民館の解体もあるわけでございますし、この備品につきましても4月以降に搬入されるものもあるところでございまして、完璧な形ではまだないところでございます。

しかしながら、建物自体、使用できる部分につきましては、やはり4月から使用できるように準備は進めているところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） その使用できる部分というのは、例えば大篠公民館、中央公民館など、本当に雨漏りの中でずっと耐えてこられた方は待ち望んでおられるわけですが、その部分についてののみですか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） これから外構工事がございますので、基本的な建物の中ということになろうと思います。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 危険のないように公民館は活用ができる状態に持っていくということで受け止めてよろしいでしょうか。はい。

次に、議会は12月議会に出された専決処分による変更について納得をしております。議会としては納得をしていない。専決処分であるがために質疑はできるけれども採決には至らない

議案でしたので、意見は述べてもそのままになってしまいましたけれども、この変更について納得をしていないというこの議会、そのままオープン後はいろいろな問題を残すのではないかというふうに思いますけれども、このあたりは問題ないとお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 実際に、利用することを楽しみにされている方もたくさんいらっしゃると思います。こういった調査特別委員会ということにはなったところでございますが、やはりそういった皆様の御期待にも応えてまいりたいという気持ちもありまして、やはり使用自体は、使えるようになったら使っていただきたいと思っております。

先ほども申しましたとおり、今後のことにつきましては、この専決につきましても、やはりこういう特別な内容が含まれるというようなことにつきまして、以前の議会でも申し上げたように思っておりますが、丁寧な説明を事前にさせていただくようにしてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） それぞれ答弁はいただきましたが、私は市長には議会とともに改善策を探るべき立場にあるというふうに思います。その責任があると思います。

今回の問題について、二分された形の市民に納得していただけるような結論、そのためにも議会と市長には責任があると思います。議会はその責任を果たそうと今しているところでありますけれども、例えば議会だけが納得したり、あるいは執行部だけが納得したことではなくて、あくまでも議会と執行部側がしっかりと市民に説明をできる中身に持っていかなければならないということだと思いますけれども、そうでなければ市民の皆さんは喜ばなければならないのに喜ぶことができないという大変つらい立場にいるということ、ぜひ御理解をいただいて、市長の責任で議会とともに解決策を探るという方向に持って行っていただきたいと思うんですけれども、その点についてお聞きします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今、議会とともにということでございますが、やはりこれからの改善をする策といいますのは、法令をきちっと認識し、それを遵守する、そしてその中で議員の皆様と私ども執行部がきちっとそのことにつきまして共有するということが必要であろうと思っております。そういった努力を今後もしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 努力をすると言われましたので、その言葉、しっかりと私たちも受

け止めたいと思います。

市民が待ち望んだ文化ホールのオープンを市民とともに喜び合いたい、それはみんな同じ思いです。そのために力を尽くすべきだということを今回指摘をさせていただきましたが、市長からは議会とそういう努力をすると答弁をいただきましたので、ぜひその方向で私どもも力を合わせて市民の皆さんに納得していただける状況になることを求めて、質問は終わります。

次に、コロナ対策について伺います。

まず1点目は、22年度予算についての要望、まずそれを先にお聞きします。

22年度予算について、コロナ対策をこんなふうにしてはどうかという提案をさせていただきましたが、そのことについて商工観光課長にお尋ねします。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 事業者への支援策という観点でお話をさせていただきます。

まず、現在ですが、2月12日から3月6日まで高知県全体にまん延防止等重点措置が適用されたことに伴いまして、県から飲食店等に営業時間の短縮が要請され、協力事業者には高知県営業時間短縮要請協力金が支給されることとなっています。

本市におきましても、営業時間短縮要請に協力いただいた事業者に対し、経営支援のほか時短営業への協力促進も踏まえて、県協力金への上乗せで市営業時間短縮要請協力金を支給することとし、3月7日、今週の月曜日から受付を始めております。

令和4年度の事業としまして、現在まだ具体的な策は具体化できておりませんが、新型コロナウイルス感染症の状況や国、県等の支援策を踏まえ、効果的な支援策を実施してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 文書で回答もいただきましたので、ぜひその方向でと思いますが、1点、いつも言ってきたことですが、支援策については一部の事業者に限られていたり、県や国の支援がなければ南国市が足を踏み出さないということがありますが、これだけ長期にわたって大変な収入減と、そして感染予防に使うお金もたくさん必要になっているわけですが、そのあたりもぜひ御理解をいただいて取り組んでいただきたいと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

○商工観光課長（長野洋高） 要望書により、市民の皆さん、多くの方が大変な状況にあるということを改めて認識もさせていただいたところでございます。

支援策につきましては、どうしても予算のこと等もございませう。そういった条件の中で、より効果的な支援策を実施できるように検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 国からの交付金も12月には来ているはずでせう。南国市の場合には2億3,000万円の交付金が下りています。ぜひこれらも活用しながら、そして南国市がいざというときのためにと積み上げてきた基金もありますが、今非常時だと私は思っておりますので、そのことも含めて支援をしていただきたいと思いますと思ひますが、これは市長にお聞きしてもよろしいでせうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今、第6波ということで、長きにわたってコロナの感染による地域経済への影響が出ているわけでございます。この中でも、国の交付金が随時出てきたところで、南国市としてもできる対応は今まで施策として行ってきたという認識をしております。

今回の第6波、なかなか長引くわけございまして、いまだ感染が止まっていないという状況でございます。国のほう、また県のほうでは、前年から減収した事業者に対する交付金も創設しているところであります。そういった30%減収になった事業者とか、そういった事業者の皆さんへの支援を、まず国、県の支援制度を使っただけきたいと思ふところではせう。

こういう長引く状況になりますと、やはり市町村となりますとその財源措置という財政の部分非常心配になるわけでもございませう。赤字国債等、借金ができるのはやはり国でありますので、基本的には長期にわたって生活を支えるという財政措置は国のほうの施策ということでやっただけかないと、なかなか市町村が全て支えていくということは難しいところがございます。そういった先の見通しというものが立ちますと、市の一定の財源を使っただけそのとき必要な施策ということは打ち出すことができると思ひます。そういった中で、考えながらやっただけきたいと思ひますので、御理解をお願いしたいと思ひます。以上でせう。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 今、市長が言われた、国が本来果たすべき役割というのが果たせていない現状なので、ぜひ市長会を通じて強く要求をすることと、それから南国市民の皆さんが今どういう状況に置かれているか、これは実態把握をずっと言っただけきましたけれども、そのことを市がしっかり押さえて、今できる支援をするべきだというふうには思ひますので、ぜひそのあたりは力を入れていただけきたいと思ひます。どうでせうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今はまだ国のほうの、先ほど福田議員のおっしゃっていただいた交付金があるところがございますので、まずはそれを活用してどのような支援ができるのかということとは検討してまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 私たちは、先日、市内の事業者の方に聞き取りを行いました。その結果出された声は、一部ですけれども市長にもお届けをいたしました。コロナ前後で売上げは減少している、国、県、市の支援金は活用した、売上減少の中で南国市の上乗せ支援を要望する、夜はお客は少ないが営業している、というのは雇用している人がいる限りは夜閉めるわけにはいかないというこの方のお話でした。電気代や人件費、暖房費の負担が大きい、アルバイトであっても解雇はできない、無料のPCR検査をどこでやっているのか情報を知りたい、飲食業など一部の業種だけでなくサービス業など、例えばこれは理美容ですけれども、直接お客さんに触れる仕事ですが、サービス業など他の業種にも支援の対象を広げてほしい、南国市のコロナ対策をより詳しく広報してほしいなどなどの声が寄せられました。

また一部では、お給料は歩合制なので営業時間の短縮になると収入が減り生活が厳しい、またコロナ感染による休校、休園に伴い保護者は困っている、相談窓口はどこにあり何でも相談できるのか、市民への個別支援策はどのようなものがあるのかなどなど、こんな声が寄せられた中で、私たちは2月22日に緊急要望書として市長に提案をさせていただきました。ちょっとお聞きをするだけでもこれだけ大変な中で、この2年余りを過ごしてこられた市民の皆さんが、安心してこのコロナの危機を乗り越えることができるように、ぜひ南国市としても対応を取るべきだと私は思いますので、最後に市長にその決意を聞いて、支援は終わります。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今取るべき支援ということは、いろいろ考えることがあると思います。その中で、限られた財源をどのように使っていくかということは、それももちろんやってまいりますので、それを今これという施策というようにはここでは申し上げられないところがございますけど、そういった施策は行ってまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 全国知事会は提言も出しておりますので、ぜひ市長会を通して国に対ししっかりと予算措置を取るように要望をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、元へ戻りますがよろしいでしょうか。

次に、大学生への支援についてですけれども、南国市は一度お弁当を配布をするということで行われてきましたが、南国市内に住んで市内の大学に通っておられる大学生への支援は、今後どのようなものを予定をされておられるのでしょうか、お聞きします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 感染症拡大により影響を受けております学生への支援につきましては、これまでも本市に岡豊キャンパス、物部キャンパスがあります高知大学と連絡を取り合いながら、学生への食料支援などをさせていただいたところでございます。

新たな学生への支援策ということにつきましては、まだ具体化できておる状況ではございませんが、大学等とも情報交換をして、また考えていきたいというふうに考えております。

また、併せて学生に必要な情報につきましては、市のホームページ等でも掲載をして周知を図っていきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 実家を離れてこの南国市に1人で住んで、近くにはお友達がいるとはいっても、大変困難な状況で暮らしておるのが現実です。ぜひ南国市はそういう、これから南国市に住み着いてくださるかもしれない大学生、大切にしていきたいと思います。ぜひこれまで1回だけでしたね、お弁当は1回だけですか、そういうことも含めて何ができるのかということと、それから大学生にもぜひ生の声を聞いていただきたいというふうに思いますので、ぜひそういう機会があれば南国市としての取組をしっかりとやってほしいということを求めておきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、ワクチン接種ですけれども、なかなか感染が止まりません。特に低年齢児が増えてきたことと、これは必然的かもしれませんが、医療や福祉関係、学校、子供たちの保育などに影響が出てきておりますが、今のワクチン接種3回目、私たちは3回目を受けることができましたが、安心をしたことですが、ワクチン接種の状況と、それから5歳から11歳までの親の受け止め、これも含めてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 1日目の今西議員に説明させていただきましたように、昨年末の医療従事者を皮切りに1月から高齢者への集団接種、個別接種を開始しています。5歳から11歳の小児接種につきましては、JA高知病院で3月6日より毎週日曜日に個別接種を開始しました。対象者2,679名のうち、3月8日現在、7歳から11歳までの小児及び基礎疾患調査等により事前発行申請をした小児、計1,912名に接種券を送付しており、予約状況としま

しては3月の予約は全て埋まっていますので、早めの接種を希望する保護者の方が一定予約できたのではないかと思います。

今後は、予約状況を見ながら、学年ごとに順次接種券をお送りする予定となっていますが、まだ予約をされてない保護者の方は、接種をするかどうか様子を見てるのではないかと考えられます。保護者の方には、基礎疾患の有無にかかわらず祖父母と同居している、まだ接種のできない小さなお子さんや基礎疾患のある家族がいるなど、個々の生活状況を考慮していただき、接種するかどうかを判断していただきたいと考えております。

子供に接種を行う際は、発症予防等のメリットと副反応等のデメリットを保護者と本人が十分理解し、接種前後も子供に寄り添いきめ細やかな対応をすることが必要であることを今後も周知してまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 状況は分かりました。

今年は3年目に入ったわけですがけれども、なかなか感染状況、どういうルートでどういうふうに感染してどういうふうに広がっているかっていうのが、なかなか大枠しか知らされていないってところに大きな疑問があるのと同時に、分からないことについて不安があるっていうのが今の状況だと思うんですが、先ほどのように具体的に話をしていただければ理解をすることができますけれども、なかなか個人情報の中にもありまして全てを明らかにすることはできませんけれども、どんなふうに知らせていけばいいのかと思いますけれども、先日の新聞に県の感染症対策の会長さんである吉川先生、希望の家の先生でもありますが、吉川先生の記事がこれに載りました。本当に分かりやすく、胸にすんと落ちるような中身だったんです。ぜひ広報にも吉川先生に出てください、市民が不安に思っていることにお答えするという中身のお知らせをしていただきたいというふうに思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 吉川先生には、毎土日の集団接種に出務していただき、副反応発生時の責任医師としましても大変お世話になっております。

2月27日の高知新聞の記事も、小児接種に対する保護者の不安に寄り添う分かりやすい説明で、保健福祉センターでも職員全員に回覧し、電話等の問合せの際に回答として参考にさせていただいております。

吉川先生に市広報への取材依頼をお願いしたところ快諾をいただき、取材をさせていただいたところです。広報4月号には5歳から11歳の小児接種に関する記事を掲載する予定となっております。

います。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） それは楽しみにさせていただきたいと思います。今、亡くなる方が多くなっているということもあり、正確な情報と、それから判断をする材料ができればそれはありがたいことだと思いますので、そうすれば感染予防にも生きると思います。どうすればこうなるというのが目に見えるというか、そういう説明ができるような形で、ぜひ吉川先生にもこの南国市内においでるわけなので、度々登場していただけたらありがたいなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

次に、図書館建設について伺います。

パブコメについて反映をとというのはさきに答弁がありました。

私からは、南国市の歴史を子供たちに伝える図書館になるように、そして県内産の木材の利用でぬくもりのある図書館にしてほしいということについてお聞きをいたします。

南国市の初代図書館は、市民の強い要望で旧水道局を改修して始まりましたが、老朽化をして使うことができず、移転先として決まったのが商店街の四銀の跡です。入り口にATMがあり、銀行かと思って市民が入ったら、カウンターの向こうで館長さんがにこにこしていたり、子供たちの読み聞かせは金庫室という摩訶不思議な図書館は、2006年に法務局跡へ移転するまで12年間も銀行跡で運営されました。蔵書も出すことができず、ほとんどはしまわれたままでした。

南国市の文化の顔としての図書館は、図書館をつくろう会や守る会の市民に支えられてきました。やっと新図書館が目前に迫りました。市民の期待に応える図書館の実現を心から願っております。

市民からの要望はパブコメにも出されておりましたが、南国市は弥生時代からの遺跡や戦争遺跡の掩体が残る歴史ある町であります。子供たちにとって、図書館は新しい出会いをするとともに歴史を肌で感じる場所となるように、遺跡や歴史を伝える展示なども求められておりますけれども、そのようなことは現在のところ可能なのかお聞きします。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） 新しい図書館の建設についてでございます。

進捗状況は、昨日丁野議員にお答えしました。また、パブリックコメントにつきましては可能なものは反映をさせた上で設計をしてございます。ただ、開館後のサービスについての御意見も多かったことから、それについては今後検討を重ねてまいります。

また、お話がございましたように、これまでいろんな建物の跡ということで、今回初めて図書館をつくるということがございますので、期待の大きさは痛感しておるところでございます。

歴史のある土地というお話でございました。郷土資料の収集につきましては、公共図書館の重要な役割とされておりますので、郷土の歴史に関する資料につきましても力を入れて収集していきたいと考えております。ただ、児童生徒向けの資料となりますと数はあまり豊富ではございません。子供たちに郷土の歴史を伝えていけるよう資料の充実を図ってまいります。視聴覚教材等も踏まえての検討とさせていただきたいと存じます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 木材利用についてはどうでしょうか。

○議長（浜田和子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） すいません、失礼しました。

C L Tパネル等をふんだんに使うような構想となっております。その中で、可能な限り県産材とするように考えておるということで、現場の技師から報告を受けてございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 南国市の場合は、先ほど述べたように大変苦勞の連続の図書館でしたけれども、建設は遅くなりましたけれども利点もありまして、他市の図書館を参考にできるという強みもあります。

さきにも提案がありましたけれども、いろいろなところの建設された図書館を参考にしながら、市民の求める図書館を一日も早く実現をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、子供を取り巻く状況について伺います。

いじめ、不登校、虐待について、市の状況とそれぞれの人数と対応策についてお聞きをいたします。申し訳ありませんが、報告の中に、基本計画の中にも少し数字が入っておりますけれども、お構いない範囲でよろしく願います。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 本年度、本市におけますいじめの認知件数につきましては、2学期末現在で小学校286件、中学校22件、計308件となっております。

また、不登校を理由とします長期欠席者は、2学期末現在で小学校25人、中学校69人、計94人となっております。

これまで本市が取り組んでまいりました、いじめ、不登校対策としまして、主な取組を5点申し上げたいと存じます。

1点目は、早期発見、早期対応の実現を目指しました教育委員会と学校との情報共有化です。これは、教育委員会への月例報告の中で、月に3日以上欠席した児童生徒の報告を、またいじめ事案につきましてはその日に必ず報告を上げていただき、情報共有、情報交換を行っております。

2点目に、学校が組織的な支援を実現するための定期的な校内支援会の実施です。決して担任任せにならないように、関係機関との連携も含め、学校全体で支援方法を考える体制づくりに取り組んでおります。これは、いじめ事案も不登校事案も同じでございます。

なお、いじめの重大事態として捉えた場合は、迅速にいじめ重大事態校内調査委員会を立ち上げるように指示をしております。

3点目に、中学校4校への不登校等学習支援員の配置です。これは、教育版地域アクションプランを活用いたしまして、3名の不登校等学習支援員を配置し、個別対応の必要な生徒への学習支援に従事しております。

4点目は、学校教育支援センター、教育研究所、学校教育課で組織いたします南国市不登校担当者会議の年2回の実施です。各校の実践報告による情報交換や講師を招聘しての研修等を行うなど、自然体での情報共有や意思疎通を図る組織として運用をしております。

最後5点目は、県教育委員会指定事業の積極的な活用による取組の推進です。本年度で申し上げますと、不登校担当教員配置校サポート事業と不登校支援推進プロジェクト事業との2事業の指定を受けております。

不登校担当教員配置校サポート事業は、大篠小学校と香長中学校を指定し、それぞれに不登校対応の加配教員が配置され、学校組織体制強化の要として活動しております。

また、不登校支援推進プロジェクト事業では、校内に適応指導教室設置をいたしまして、香長中学校を指定し、加配教員を配置して生徒の居場所づくりを確保しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） いつも問題になるのが予算と人手になるわけですがけれども、教育委員会としては取組をさせていただいております。そのことは分かりました。

しかし、今私たち大人がどう責任を取ればいいのか、どう役割を果たせばいいのかというのが常に頭の中にあるわけですがけれども、教育委員会としてはどんなふうにこのあたり考えてお

られるでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問のいじめ、不登校対策で学校が一番希望しておりますのは、校内いじめ、不登校対策の加配教員配置をしてほしいということでございます。

学校とのヒアリングでは、不登校の児童生徒の場合、個々に状況が違っており一くくりにはできず、個別の対応が必要です。個室で1人で過ごしたい児童生徒もいれば、朝自宅に迎えに行くことにより登校できる児童生徒もあり、そうした個別のニーズに応えたいが人員不足により対応できないことが多いと聞いております。

先ほど申し上げましたが、大篠小学校と香長中学校に加配教員を配置しておりますが、この加配教員の配置により成果も上がっております。

私たち大人はどう責任をとるという御質問もいただきましたが、不登校理由により学校に行けない児童生徒や保護者の中には、学校からの働きかけやスクールソーシャルワーカーなどの活用にも消極的な姿勢を見せる方がいらっしゃいます。そうしたつながりを拒まれる御家庭については、学校としても最も対応が困難な事例となっております。これは、家庭と学校との関係性がよくない場合も同じでございます。

大人の果たすべき責任とは一言でなかなか答えは見つかりませんが、学校や行政とは違う立場でそうした家庭とのつながり、調整役となっただけのような体制づくりが必要ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） その困難な中で、また新しくネット社会ということで新たな課題も出てきたわけですがけれども、この中で私たちは子供がどんなふう to 育っていくんだろうと将来を考えてしまうんですけれども、南国市はこれまでも命を大切に教育をそれぞれ各学校で取り組んでこられましたし、ただ先ほど課長からの話もありましたように、確かにいろんな越えなければならない課題もありまして、できればそういったことも共有しながら、できれば私たちにできることをやっていきたいなというふうには改めて思いました。

ぜひこれからも行き場のない子供で、言うことができない子供もたくさんおられて、今大変なニュースが出てくるわけですがけれども、ぜひそのあたりは諦めずに取り組んでいただきたいと思います。

実は昔の資料を見ておると、33年前に同じ12月議会で当時の教育長さんが答弁した中身があります。今と同じだったということがよく分かるんですが、昔は登校拒否とってたんで

すが、これも大きな社会問題です。原因もいろいろあります。いろんな要素が複雑に絡み合っている問題なので、対応も非常に難しい。ただ、いろいろ調べてみると、登校拒否症状を呈しているこの子供さんに対しては専門職員を1名配置をいたしまして、1対1でマンツーマンの指導に取り組んでいる、今後もそういう方向で努力をしてまいりたいと考えておりますと答弁をされたんです。同じ御苦勞を教育委員会はずっと続けられてこられたんだなというのを、この三十数年の間に実感しております。よりどころは教育委員会ですので、ぜひその立場で子供のために力を尽くしていただきたいと思いますが、一言いただいたらありがたいです。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 福田議員からは、これまでも命を大切に、教育環境づくりに御支援、また御指摘もいただいてまいりました。常に子供たちを中心に据え、安心・安全な教育環境、そして子供たち一人一人を大切にした人権教育を通して、健康で心豊かな南国市の児童生徒の育成に今後も邁進してまいりたいというふうに考えております。今後とも御支援、御協力よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 最後に、65歳を迎えた障害者の方の介護保険への移行についてお尋ねをいたします。

以前の答弁は、一律に移行ではなく御本人の状況を見て判断をしておられるということでしたけれども、現在何人の方が今までどおりの支援を受けておられるのかお聞きします。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 現在、障害サービス受給者は、全体で約370名おられます。介護保険対象者でそのまま障害サービスを受給されている方は、約40名おられます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 事前の打合せのときに、国や県から介護へ一律に移行ということはないというふうにお聞きをしたんですが、そう受け止めてよろしいですね。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（島本佳枝） 介護保険の対象となった方が介護サービスを利用した場合に、所得に応じて1割から3割の利用料を負担していただくことになり、障害福祉サービスの利用者で利用料が発生していなかった方も介護保険サービスの利用料はかかるということになります。

す。

先ほど福祉事務所長から答弁がありました。介護保険のサービスに相当するものがないものにつきましては、それまでの障害福祉サービスを受けることができる場合がありますが、同じ方が障害者自立支援法と介護保険法のサービスを同時に受けるという場合には、同じ内容のサービスであれば介護保険サービスが優先をされます。

このことにつきましては、65歳になり要介護認定を申請される場合に説明を行いまして、御理解をいただいているということでございます。

また、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援といたしましては、南国市訪問介護利用者負担減額事業により、要件に該当した場合に訪問介護サービス移行後に利用者負担を無料とする制度がございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 障害者サービスとして受けておられること、同じ中身のものは受けられないけれども、障害者施策で受けられないものは介護保険制度、例えば介護保険制度で受けられないサービスを受けられるということになっておりますので、これは厚労省も明らかにされておりますので、私が心配をするのはそのどちらにも相談に行けない人がいるのではないかとということと、それから負担が重くなるのではないかとという2点なんですけれども、ぜひ国や県に対しても実情を言うていくことと同時に、南国市としては窓口相談に来られた方にはぜひこれまでと同じように丁寧にこのことを説明をしていただきたいと思います。介護保険に移る65歳ではあるけれども、サービスは引き続き受けることができるということをはっきり説明をしていただきたいと思います。

それと、先ほど少し触れましたが、負担増になる人については市単独でも支援をしていくということが今後大事になってこようかと思っております。これは課長答弁にはならないかもしれませんが、引き続き高齢者の障害のある方の立場で対応をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。その方向で行かれるのかだけお聞きいたします。

○議長（浜田和子） どなたに答弁求めますか。

（「市長に言ってください」と呼ぶ者あり）

市長。

○市長（平山耕三） その負担がどのように上がるのかっていうことを、私自身ちょっとまだ存じておりませんし、全体の制度の中でそういったことができるのかっていうところも含めて慎重に検討させていただかないといけないと思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 福田佐和子議員。

○20番（福田佐和子） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 1番杉本理議員。

〔1番 杉本 理議員発言席〕

○1番（杉本 理） 日本共産党の南国市議団の杉本理です。

今回の一般質問では、1、市長の政治姿勢、平和首長会議等に参加する平和都市南国としてのウクライナ問題、2番目が公共交通について、3番目、保育士の待遇改善について、4番目は農業問題で水田交付金問題を通告しておりましたが、都合により取りやめさせていただきます。申し訳ありません。次に、教育行政。教育行政の1番目として教職員定数、少人数学級について、教育の2番目として教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律について、最後に国民保護法に基づく県外避難についての全部で5点についてお伺いをいたします。

市長、教育長及び関係課長の皆さん、答弁よろしくお願ひいたします。

ロシアは、先月24日、一方的に独立承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともにウクライナ各地への攻撃を始めました。これは、ウクライナの主権と領土を侵し、国連憲章、国際法を踏みにじる紛れもない侵略行為です。

このような行為に対して国際社会は直ちに声を上げ、私たち南国市議会も3月議会開会日である4日にロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議を全会一致で決議しました。南国市議会以外においても、高知県議会や地方六団体といわれる全国市長会や全国市議会議長会なども声明や決議を発表しています。

さて、ここで担当課長と市長に南国市の平和行政についてお伺いをいたします。

南国市が加盟してる組織として、まず平和首長会議があるかと思ひます。平和首長会議のウェブサイトによりますと、3月1日現在の数字ですが、166か国と地域の8,065都市が加盟しており、そのうち日本国内における加盟都市数は1,736都市となっております。

また、この組織の目的は次のように紹介されています。

平和首長会議は、加盟都市相互の緊密な連携を通じて核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の生存を脅かす飢餓、貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現に寄与するとなっておりますが、本市がどのような経緯でいつ加盟したのかお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 昭和58年3月25日に市議会定例会

において、議発により非核平和都市を建設する決議が議決され、平成21年12月16日に議発により非核平和都市を宣言する決議が議決されております。

昭和58年の建設する決議の内容につきましては、世界と日本の恒久平和実現は南国市民の悲願であり、核兵器の全面禁止と軍備縮小を目指す日本の責任は極めて重要であるとし、市議会は市民の総意として非核三原則の完全実施、核兵器の通過、一時持込みの禁止、非核都市として広く呼びかけることの3項目を決議しております。

平成21年の宣言の決議の内容につきましては、日本は世界唯一の被爆国であり、人類破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え、世界の恒久平和の実現を希求することは市民の願いであり、市制施行50周年を機に核兵器の廃絶と平和を願う全ての人々と相携えて行動することを決意し、非核平和都市を宣言することを決議したものでございます。

平和首長会議への加入につきましては、平成22年12月1日付で加入しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

市民の願いに応じて市議会が2度の決議をした後、加盟したということの答えをいただきました。せっかくこういった国際的な平和組織に加盟しているのですから、ほかの加盟都市の活動を参考にして、さらに積極的な平和行政を展開していただきたいと思っております。

次に、先ほど総務課長から御答弁いただきました、議会で議決された2度の非核平和都市決議に関連して、どのような組織にいつ頃から加盟されているのかお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） その後でございますが、日本非核宣言自治体協議会に平成26年度から加入しております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

平成26年度からということの答えでしたので、来年で8年目に入ることかと思いません。この会の設立趣旨は、核戦争による人類絶滅の危機から住民一人一人の生命と暮らしを守り、現在及び将来の国民のために世界恒久平和の実現に寄与することが自治体に課せられた重大な使命であるとなっております。

この会についても、本市は加盟することだけにとどまらず積極的に活動をするべきかと思いますが、このことについても御検討いただけたらと思っております。

さて、今御紹介いただいたこの協議会も今回の事態について抗議文を出されているかと思えます。どのような抗議文なのか、また市長はこの抗議文についてどのように感じられたかお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） まず、日本非核宣言自治体の抗議文についてございますが、日本非核宣言自治体協議会会長は今、田上富久長崎市長ということでございまして、長崎市長名で発出した抗議文はプーチン大統領宛てに、ロシアがウクライナ侵略に踏み切り核兵器の使用を示唆した一連の行為に対する抗議文であります。

その内容の一部を紹介させていただきますと、世界中の誰にも二度と同じ体験をさせてはならないと訴えてきた被爆者の思いを踏みにじるものであり憤りを感じる、また今年1月にロシアを含む核保有5か国が発出した共同声明で、核戦争に勝者はなく決して核戦争をしてはならないと発信した矢先の発言でありまして、核兵器のない世界の実現に向け努力を続ける国際社会を大いに失望させる行為と言わざるを得ない、第3の戦争被爆地を生むことは絶対にあってはならない、人々の貴い命と平和な暮らしを理不尽に奪う侵略行為を直ちに中止し、平和的解決への道を探ることを強く求めると締めくくっております。

このウクライナへの侵略により、一般市民も含め多くの犠牲者が出ていると報道されています。大変痛ましい状況であります。それに加え、核兵器の使用を示唆するなど、ロシアのこの暴挙に対し憤りを感じざるを得ないところであります。

核兵器をちらつかせて牽制するという事など、核兵器がある限りこのようなことが繰り返されるおそれがあります。世界で唯一戦争被爆国である日本から、核兵器の廃絶ということを強く発信していく必要があると思っております。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

抗議文への賛意を表明されるだけではなく、核兵器による威嚇に対する憤りや核廃絶の発信をしていかなければならないなどの思いを市長自らの言葉として語っていただき、貴重な答弁をいただけたと思います。

次に、平和首長会議からも今回の事態におけるメッセージが出されているかと思えます。内容を御紹介いただき、これに対しての市長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 平和首長会議会長は松井一實広島市長でございますが、広島市長からは、

ウクライナにおける武力衝突は市民の犠牲を生んでいます、今後決して核兵器を使用することがあってはなりません、一日も早い平和的解決に向けた外交努力を強く要請しますとメッセージが発せられています。

また、高知県市長会からも、昨日、ロシアによるウクライナ侵攻を非難する決議がなされたところであります。その内容は、侵略行為を即時に中止し、部隊の即時撤退を求め、政府においては現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と緊密に連携しつつ対話と交渉による平和的解決が図られるよう尽力することを訴える内容となっております。

私は、毎日のようにウクライナの状況、報道があるわけでございますが、その町の状況、非常に爆撃を受けて崩れた建物、また多くの被害者、多くの犠牲者を生み出しているこのような状況、侵略に非常に悲しく胸が痛いところございまして、一日も早く平和的解決がなされ、この紛争が、侵略が終わるように心より願っているところでございます。

国際社会におきましては、やはり戦争のない恒久的な平和が維持されてほしいと願うところであります。以上です。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

平和首長会議についての答弁に続いて、高知県市長会の決議も御紹介いただきありがとうございました。

今市長が述べられたその望みは、きっと市民みんなの願いだと思います。今、様々に述べられた決意、思いを大事にした平和行政を今後さらに展開されるようお願いをしまして、この項目を終わらせていただきます。

次に、公共交通について環境課長と企画課長にお伺いをいたします。それぞれ御答弁よろしくお願いたします。

3月いっぱいをもって環境課長など課長級4名の皆さんが退職されるということですが、それぞれ大変にお世話になりました。引き続き庁舎内でお会いできる方もそうでない方も、新天地での御活躍を心よりお祈り申し上げます。

私の議員としての初めての一般質問は2019年12月議会でしたが、その際の片山・稲生地域における太陽光発電問題で環境課長には大変にお世話になりました。新人議員として、当時はお困りの住民の皆さんにどう寄り添うかなど、様々に御教授をいただいたことを昨日のこのように思い出します。

さて、公共交通についてまず環境課長にお伺いをしたいのは、環境問題からも公共交通は大

事だということではないかということで、そのことについて御所見をお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（谷合成章） 杉本議員様には、大変ありがたいお言葉をありがとうございます。

議員おっしゃられました公共交通の利用についての地球温暖化に資する部分といいますか、CO<sub>2</sub>の排出量削減でございます。

この公共交通の利用によりますCO<sub>2</sub>排出量の削減につきましては、南国市地球温暖化対策実行計画に記載されておりますとおり、自家用車はバスの約2.4倍、鉄道の約7.2倍のCO<sub>2</sub>排出量となっております。このため、公共交通機関を利用できる環境にある場合には、公共交通機関の利用を促進することで自家用車の利用低減によるCO<sub>2</sub>削減に大きな効果があると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

こうやって質問しておいてあれですけども、私自身も今日議会に来るに当たってついついやっぱり便利な自家用車で来てしまって、ちょうどいい時間にNACOバスがあるのに、200円払ってきたらよかったのになあと思いつつ、面倒くさいとかいろいろ思いながら、もうちょっとせつかく自宅の目の前に停留所があるので利用せないかなあという思いを込めながら、今度は企画課長に何点かお伺いをしたいと思います。

公共交通については先日まで同僚議員からも質問があったかと思いますが、重複しない程度で構いませんので、お答えをいただけたらと思います。

まず、国はこれからの地方公共交通についてどう位置づけをしているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 現在、多くの地域で人口減少が進んでおりまして、バスをはじめとする公共交通サービスの需要の縮小、経営の悪化、運転士不足の深刻化などによりまして、地域の公共交通の維持確保が大変厳しくなっております。

一方で、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、受皿としての移動手段を確保することがますます重要な課題ともなっております。

このことから、国におきましては原則として全ての地方公共団体におきまして、地域公共交通に関するマスタープランとなる計画を策定をした上で、交通事業者をはじめとする地域の関係者と協議をしながら、公共交通の改善や移動手段の確保に取り組むよう方針が定められてい

るところでございます。

国におきましては、地方公共団体が中心となって作成をいたします地域公共交通計画等を通じまして、地域の移動手段の確保、充実を図る取組の支援を行うということにしております。

本市もこれに沿いまして、令和4年度に地域公共交通計画を策定する予定としております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 次に、今年度までの南国市の5か年計画があるかと思いますが、どのような計画で、また計画の途中で見直しをしてきたかと思いますが、どのような見直しをされてきたのでしょうか。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 平成30年から令和4年度の5年間の計画期間となります現行の南国市地域公共交通網形成計画の基本方針につきましては、5つの柱を定めております。

1つは持続可能な公共交通、2つ目としてまちづくりと連携し人の交流を促す公共交通、3つ目としまして地域との連携による公共交通の利用促進、それぞれこの方針に基づきまして取組を進めておるところです。

この方針に沿いまして、これまでとさでん交通の市内路線からの退出を受けまして、南国市コミュニティバスの運行開始、またコミュニティバスと接続する地域間幹線系統のバス路線との接続強化のためのダイヤの改正、フリー乗降区間の拡大、市が運行します乗合タクシーとコミュニティバスの乗合割引制度の創設など、さらなる利用促進に向け見直しを図ってきたところでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

次に、コミュニティバス、NACOバスについて、市に寄せられている利用者の声があればお答えください。

また、コロナ禍ですからNACOバスも乗客数の増減が激しいものがあるかと思いますが、現状と今後の見通しをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） コミュニティバスの利用者からの声といたしましては、周辺部から市内中心部への運賃のほうが200円と定額となりましたので、使いやすくなったという声がある一方で、便数が少ない、利用したい時間帯にないという厳しい声もいただいております。

また、コロナ禍における影響につきましては、コロナ第1波の令和2年5月につきましては、2,355人が最も利用者数が少ない結果となっております。その後は、ばらつきがあるものの徐々に回復をいたしまして、令和3年度の平均利用者数につきましては3,016人と回復傾向となっております。

今後の見通しにつきましては、ワクチン接種も進んでいる状況でございますので、徐々に公共交通の利用回復につながるものと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

次に、デマンドタクシーについても同様に利用者の声、乗客数の現状や見通しについてお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 中山間地域を運行します乗合タクシーの利用者の声につきましては、月曜日から金曜日までの平日1日5便を運行しておりますけれども、土日を運休としておりまして、また便数も5便と少ないため、もう少し利用しやすい時間帯と便数にしてほしいという声をいただいております。

コロナ禍における影響につきましては、これまで何度かコロナ感染のピークが発生をいたしました。乗合タクシーに至っては特に大きな減少は見られない状況でございます。

今後の見通しにつきましては、この便数、結節の課題があると考えておりますので、改めて運行事業者との調整を図りまして、さらなる利便性向上に取り組みたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

先日、岡豊の蒲原にお伺いしたときなんか、刑務所線が北部交通であったときも、あのときも本数は少なかったですけども、やっぱり本数のことですか、やはり時間が合わないと結局医大まで自転車で行って医大から路線バスに乗ったりとか、後はもう電停までタクシーで行くとか、様々なお声を聞いているところです。

どこを重視してどこをっていうことが、なかなか全ての市民に納得いただくような制度というのはなかなか難しいかとは思いますが、昨日までの質問でも、さらに龍馬空港までの路線バスの撤退についても言及がありました。

あそこの地域でいくと、物部地域から物部川沿岸をずっと遡って蔵福寺島までの一帯などはもう本当に車なしでは生活できない地域もありまして、その地域の住民の方からは、子供が連

れ出してくれるときにしかも外出ができないと、そういった悲痛な声も寄せられています。

NACOバスですとか、こういったデマンドタクシーですとか、そういった恩恵を受けられない市民の方は大勢いらっしゃると思いますけれども、こういった公共交通空白地に対する対策をどう考えるのかお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 市内におけます現在の公共交通空白地につきましては、コミュニティバス4路線、また地域間幹線の路線バスから距離のあります、南国市で言いますと人口割合につきましては18%というふうになっております。この空白地の解消に当たりましては、対象地域へ路線を全て入れていくということは現実的ではございませんので、幹線につなぐ新たな支線といたしまして乗合タクシーなどの導入を検討しておるところでございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

空白地対策としては乗合タクシーなどの導入を検討するというところでございましたが、これらが盛り込まれるであろう令和5年度からの次期交通計画の策定について、スケジュールと現在考えられておる計画内容についてお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 令和4年度におきましては、基本方針の検討、また計画目標の設定等を実施をした上で、南国市地域公共交通会議にお諮りをしまして、一定の取りまとめができた段階でパブリックコメントを実施し、来年2月中に取りまとめて計画策定をするという予定としております。

計画内容につきましては、本年度に基礎調査として実施をいたしました市民及び事業者アンケートから抽出された課題等に対応いたしまして、生活状況に合わせた運行体系を構築いたしまして、地域公共交通の維持確保とさらなる利便性向上につながる計画としてまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

地域公共交通の維持確保とさらなる利便性向上につながる計画としてまいりますというしっかりとした御答弁がありました。

今、さらにその答弁の中にありました事業者アンケートについてお伺いをいたします。

この業界は、朝や午前中などにニーズが偏りがちですとか賃金が低過ぎるなどの理由により、

全国的に運転士の離職率が高いのが現状です。こういったことも含めて、事業者アンケートではどのようなことが書かれていたのかお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 昨年実施をいたしました市内の公共交通事業者を対象といたしましたアンケート結果によりますと、事業者が抱える問題、課題といたしましては、乗り継ぎの利便性を上げるための交通事業者間でのダイヤの調整が大変苦慮しておるといったような内容です。それと、先ほどもお話がありました乗務員の確保が課題として上がっております。

特に乗務員につきましては高年齢化が顕著となっております、加えてコロナの影響も受けておまして、今後ますます運転手の確保が困難になるという予測がされております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

乗務員不足については、現状のままでは便数を減らすかそもそも辞めてしまうかという考えたくもない結論になってしまうわけです。市民の足を守るために、事業者へのさらなる支援も必要かと思えます。次期計画策定の際には、この点も併せてしっかりと御検討をいただけたらと思えます。

次に、公共交通は単に市民の足を確保するというにとどまらず、福祉施策という面もあるかと思えます。県外では社会福祉協議会に御協力いただくなど、違った角度から事業を実施されている自治体もあると聞いております。

南国市では、今公共交通は企画課が御担当ということになっておりますが、企画課以外の部署や団体との協議がなされているのか、されているのであればどのような内容なのかお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） 公共交通につきましては、利便性の確保に向け見直しを繰り返しておりますけれども、高齢者等の交通弱者の移動手段として、公共交通とは別に福祉施策として事業を新設、拡充できないかについて、関係課また社会福祉協議会とも協議を行っているところでございます。

社会福祉協議会の事業の中で、あったかふれあいセンター事業、その中で一部独居高齢者の集いという事業の中で、買物の支援ということも併せて行っている事業もございます。こういう事業なんかも活用しながら、高齢者等の生活をどう支援していくかということも併せて検討していきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

公共交通だけで考えるっていうよりは、福祉面でいくと一人一人のニーズに合った対応ができるかと思imasるので、人口減を抑えるまちづくりのためには、今おる地域に住み続けられることが大事だということは言うまでもありません。今、課長がおっしゃられたほかの部署やほかの機関との積極的な協議の上、新設や拡充の具体策がさらに示されることを楽しみにしております。

続きまして、バス、タクシー以外についてお伺いをしてまいります。

東部交通の安芸線の便数については変動はないようですけれども、それ以外の本市を通る鉄軌道3社については、コロナ禍でもあり減便が続いているようです。その影響についてお聞きいたします。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） J R 四国及び土佐くろしお鉄道におきましては、本年3月12日にそれぞれダイヤ改正を実施することと予定をしております。

J R 四国につきましては、パターンダイヤをさらに充実をさせまして、利用しやすいダイヤへと設定するというふうにお聞きをしております。

土佐くろしお鉄道におきましては、昼間時間帯の快速運転を一部普通列車に変更を行うということに聞いておりますけれども、利便性が損なわれない範囲での運転本数を整理するというふうに聞いておるところです。

とさでん交通が運行します路面電車につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による利用者の減少、さらには慢性的な乗務員不足から、昨年1月9日に大幅なダイヤ改正を実施をしております。ただ、後免方面の利用につきましては大きく影響しない範囲での改正となっております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

くろ鉄やとさでんについては、本市は単なる沿線自治体であるだけではなく、株主として経営に責任を持つ大事な立場でもあります。衝突、脱線などの安全面や乗務員の待遇面も含めて、市民の思いが活かされるよう御配慮をいただけたらと思います。

土讃線については、登下校の時間を中心に混雑する車両が見受けられます。今、3密回避が叫ばれる中、増便までとはいかなくてもせめて増車の必要があるかと思imas。こちらについ

でも、必要に応じてJR四国にきちんと申入れが必要かと思えます。

公共交通最後のこととしまして、人員配置駅の無人化問題について伺いをいたします。

コロナ禍における乗客の大幅減少の影響やネット予約の普及に伴い、全国的に駅の無人化やみどりの窓口の廃止が進められています。

国土交通省が2019年度に実施した調査において、無人駅化が一番進んでいる県が高知県であることが昨年10月に報道されました。高知県内170駅のうち159駅は終日駅員が配置されておらず、無人化率は実に93.5%に上ります。全ての電停に駅員がいない軌道線をのけても88.2%とワースト1位であることは変わりありません。

無人駅では、利用者、とりわけ障害者、車椅子利用者、妊娠中の女性、高齢者の利便性、安全性が損なわれていると言わざるを得ません。また、地域の安全を脅かす夜間の不審者や犯罪など、防犯上の観点からも多くの問題点があります。

そこでお伺いいたしますが、JRとくろ鉄の2線乗り入れ駅である後免駅、そしてサービスセンターに職員が配置されているとさでんの後免町駅について、無人化についての把握されている現状と今後についての南国市のお考えをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 企画課長。

○参事兼企画課長（松木和哉） JR後免駅につきましては、昨年12月から乗車券、定期券を機械で販売をします、みどりの券売機プラスが稼働しております。これによりまして、本年1月から発券窓口には係員が削減をされております。

しかし、現在のところ改札業務や連結対応業務等の職員が4名体制となっております、みどりの券売機プラスの操作に不安がある利用者に対しても対応しているというふうにお聞きをしております。

また、後免町駅にごございますとさでん交通ごめん町サービスセンターにつきましては、とさでん交通の職員が1名在籍をしております、ICカード「ですか」の販売やチャージ、また定期券の販売、更新、高速バスの乗車券販売などを実施をしております。

とさでん交通のほうにお伺いいたしますと、こうしたサービスを提供するために現在のところ無人化することは考えてないというふうにお聞きをしております。

しかしながら、今後は各事業者の施策によりまして、職員の削減やデジタル機器での対応が増えることが予測をされますので、その動向につきましては注視をしていきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番(杉本 理) お答えありがとうございます。

JR後免駅のみどりの券売機プラス、12月から稼働してというお答えがありましたけれども、実際私も1月に大杉まで特急に乗るときに券売機をつついてみたんですけど、やっぱりいろいろ文字がいっぱい書いてあって囲みがいっぱいあって、どこをつついたらええろうってばっと見て、また後ろに人も並んだしって、やっぱり窓口のほうがええなあって思ったりもするんですけど、でも人件費との兼ね合いもJRもあるでしょうから、何だかなあっていう、年のことを言うわけじゃないですが、40代の私が思うんですから、高齢者の皆さんなんかはよりそういうことを思うんじゃないかと思った次第です。

こういった点についても、市民の皆さんからも適宜思いを聞いていただけたらと思いますけれども、また後免町駅についても丁寧に御答弁をいただきました。ここは駅員っていうことではなく、いわゆる販売員っていう形にはなるかと思えますけれども、ただ私が路面電車の運転士をしようとしたときに、なかなか折り返しの時間がないときなんかいろいろ質問をされるわけです。運転士で答えられることも答えられないこともいっぱいありましたけれども、駐車場はあるのかとか、ここから何分ぐらいではりまや橋に行けるんだとか、1日券はどうだとか、ついつい日中だと販売員がいるので、あそこにいるお姉さんに聞いてくださいって言ってばたばたと折り返していくなんていうこともありまして、運転士からしてもあそこに1人いるだけで全然違うわけです。

やっぱりそういった点で、利用者の方がすぐにものを聞ける態勢があるっていうのは、とさでんの場合は後免町を除くとあとは高知駅とはりまや橋、棧橋の本社に行く人はあんまりいませんけれども、そういったところしかない貴重な場所なので、とさでんから無人化する予定はないと聞いてるということだと思えますけれども、やっぱり高速バスなんかは、これもネットで取れる、スマホで取って乗るときに運転士見せるっていう方もどんどん増えてますので、コンビニ発券もありますし、あそこを使うってことがなくなるとあそこをどうするかということも、当然経営が大変なとさでんですから出てくると思えますので、市民の利便性を考えて安易な無人化はしないでほしいということを、ぜひ市からもお願いをしていただきたいと思います。

これ以上の無人化は、鉄軌道事業者にとって何より大事な安心・安全から遠ざかるものとなりかねないと思います。

先ほども言いましたけれども、各事業者に慎重な検討を促すようお願いをしまして、公共交通に関する質問を終わります。ありがとうございました。

次に、保育士の待遇改善について質問をいたします。

昨年12月議会におきまして、南国市議会は、保育所等の最低基準、職員配置、面積基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を全会一致で上げております。

意見書の中では、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ改善を進めることが求められているとし、国に必要な財源を確保するよう求めています。

我が国では、保育や医療分野などの職員賃金は、公的価格ということで大枠を国が決めることになっています。

昨年秋、岸田首相はケア労働者の賃上げを掲げて、処遇改善、特例事業が実施されることになったと理解をしておりますけれども、この制度はどのようなものなのか、対象者や対象人数、また実施期間や賃上げ幅なども含めて御説明をお願いいたします。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育士の待遇改善といたしまして、保育士・幼稚園教諭等処遇改善特例事業が実施されます。この事業は、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策において、保育士等・幼稚園教諭を対象に賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を来年2月から前倒しで実施することとされたことを踏まえて実施されるものです。

事業の内容といたしましては、令和4年2月から9月までの間、職員に対して3%程度の賃金改善を行う教育・保育施設などに対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助し、併せて令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を教育・保育施設などに対して補助するものとなっております。

補助を行う要件といたしましては、原則として令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること、補助額については全額を職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担に全額充てること、令和4年10月以降においても、本事業により高じた賃金改善の水準を維持することとされております。

南国市内の民営の教育・保育施設に勤務されている方の令和4年2月から9月までの間の賃金改善に必要な額につきましては、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金としまして、総額3,135万円を3月補正に計上しております。これにより、南国市内の民営の教育・保育施設に勤務されている方の賃金改善が図られるものと考えております。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 公立の保育所、幼稚園等において会計年度任用職員で任用している保育士、幼稚園教諭の給与につきましては、南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例及び南国市会計年度任用職員の給与等の支給に関する規則の規定に基づき、経験年数に応じて給料額を決定しております。

今回の保育士・幼稚園教諭等処遇改善の実施につきましては、経験を有する保育士、幼稚園教諭等について最高号給を、現行の1級21号給17万1,700円から1級23号給17万7,000円に引上げを行い、この2月の給与から適用するようにしております。

なお、会計年度任用職員で任用されております保健師等は84名おり、そのうち適用される保育士等は81名となっております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1つ、溝渕課長にお伺いしたいのは、補助を行う要件といたしましてということで幾つか掲げられまして、その中の一つに原則として令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施することという御答弁いただきましたけれども、これは3月補正、この議会で提案されて可決されたいなと思うんですけれども、2月に遡って支給するという理解でよろしいですか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 補助金になりますので、遡って2月分についても請求していただくという形になります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございました。

今、公立、私立についてそれぞれ御答弁をいただきました。

以前の質問でも触れさせていただきましたが、保育士の賃金は全産業平均と比べて月額9万円も低いですが、今回の賃上げは最大制度を目いっぱい使っても9,000円の賃上げにとどまります。一桁違うという声が上がっているのは当然のことだと思います。

それでも貴重な賃上げの制度ですから、私立、公立問わず全ての保育士等に行き渡ればよいと思うのですけれども、これは子育て支援課長にお伺いいたしますけれども、今回の制度について、全ての民間施設に制度の説明はされておりますでしょうか。また、説明をされてるようであれば、感触として全ての施設が応募してきそうな感じでしょうか。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（溝渕浩芳） 保育士・幼稚園教諭等処遇改善特例事業につきましては、全

ての民間施設に御紹介をさせていただいております。それによりまして、各施設から問合せが  
あっておりますので、全ての施設で御活用いただけるものと思っております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

今の御答弁を聞いて、保育士の皆さんは少し安心をされてるかと思います。

補正が可決されましたら、漏れなくかつ円滑に実施されるようお願いをいたしまして、この  
項目を終わらせていただきます。

次に、教育行政についてお伺いをいたします。

まず初めに、教職員定数と少人数学級ということで質問をしてみたいです。

県議会におきまして、教育職員への1年単位の変形労働時間制の導入条例案が提案され、共  
産党県議団は1日に9時間だろうが10時間だろうが時間外労働、超過勤務と言わせない労基法  
違反の制度だとして反対をいたしました。文部科学省や高知県教委も認めるように、この制度  
が教育現場の長時間勤務を解消する効果はありません。また、既に導入されているほかの四国  
3県でもほとんど活用されていません。

教員の抜本的増員により、教育現場で子供と向き合える時間と余裕を確保することこそ焦眉  
の課題です。

さて、今回県議会を通ったこの制度ですが、南国市教委はどのようにお考えでしょうか。ま  
た、本市ではどのように対応されますでしょうか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御質問の変形労働時間制につきましては、給特法の  
改正による働き方改革の一環として導入されたものでございます。

杉本議員のお話のとおり、令和3年12月県議会におきまして条例制定がなされ、本年4月よ  
り県立学校において本制度が導入されることとなりました。

既に県教育委員会からは、今後の市町村立学校への本制度の活用についての説明もあつた  
ところではございますが、以前にも申し上げましたように、本市としては本制度の導入につい  
ては、本市の教職員の実態把握をはじめ学校との合意形成を含め課題も多く、慎重に検討する必  
要があると考えております。まずは、現状の勤務体制の見直しを進めることが大切だと考えて  
おります。

こうした考えから、本市ではこの4月より児童生徒と教職員が時間的ゆとりを保障し、心身  
の負担軽減を図ることを目的といたしました緩やかな学期スタート研究校指定事業を立ち上げ、

北陵中学校区と香南中学校区の小中学校及び香長中学校を指定しまして研究実践を行ってまいります。こうした研究実践の検証を踏まえまして、南国市としてどのように働き方改革を進めていくことが教職員を守り、児童生徒のためのよりよい教育環境につながっていくのか、多角的な視点に立って検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

共産党は、重ね重ね言いますが、この制度には大反対と、教育現場には導入してくれるなということを改めて主張いたしますけれども、今教育次長から課題も多く慎重に検討する必要があるというお答えをいただきました。本当に、今後とも慎重に慎重に御検討をいただけたらというふうに思います。

今の御答弁や、そして過去の答弁を振り返ってみましても、今年1月28日に出された文科省初等中等教育局長通知に記載されている7つの留意事項を全て取り組んでおられるものと感じました。今後とも、教職員一人一人のための働き方改革になるよう、さらに御検討いただけたらと思います。

続きまして、少人数学級についてですが、高知県は2022年度から中学校全学年を35人にする少人数学級の導入を決めました。導入によってどのような影響があるかお聞きをいたします。

特に本市では、香長中が大きな影響を受けるかと思えますけれども、小学校における少人数学級と併せてお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 令和4年度、中学校35人学級導入によりまして学級数が増える学校は、1月10日児童生徒推計で見ますと、香長中学校1校で2学年と3学年がそれぞれ1学級増となる見込みでございます。

しかしながら、生徒数とそれに基づく学級数は5月1日現在で確定することとなっております。現段階では1学級当たり35人を上回るかどうか確定できない学年もございますので、御承知いただければと存じます。

小学校につきましては、従前の1、2年生30人学級、3年生から6年生35人学級が適用され、現時点では大篠小学校の2学年、後免野田小学校の1学年、長岡小学校の4学年と6学年がそれぞれ1学級増となる見込みでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

やはり県内でも有数のマンモス校である香長中がさらに学級数が増えていくということで、少人数学級そのものはやっぱり子供にとったら大事なことで、教師にとっても教えやすい環境であるということは間違いないですが、なかなかクラス、教室を確保していくということなんかも含めて大変なことになるのかなということ、今の答弁を聞いて思ったことでございます。

続いて、今後の見込みについてお伺いいたしますけれども、困っていることがあれば、例えばそれはハード面で困っているのかソフト面で困っているのか、その辺のことについてお伺いいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 御承知のとおり、南国市全体の生徒数、これは減少傾向にございますが、近年は特別支援学級への入学者が増えたことによる学級数の増加、そして不登校等の理由による学級に入ることが難しい児童生徒等、様々なニーズに応じた指導を行うための教室確保が必要となっております、35人学級による学級増と重なることで、香長中学校の場合で申し上げますと、今後一時的に教室が不足するおそれが出てまいりました。

また、教員の確保が困難な状況が続いている本県におきましては、この35人学級の導入が続くことによりまして必要な教員数が確保されない事態が生じるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

一口に少人数学級といっても、次長のほうから様々な今問題が生じてくるであろうということ、これを御答弁いただきました。

一昔前の学校に比べると、こんな学級もある、あんな学級もある、昔ですと普通学級があって、あとあるかないかぐらいの学校運営だったと思うんですけども、様々な子供たちに専門的に対応していくってということになると、一つ一つ何学級、何々学級ということが必要になると。これそのものは大事なことで、しっかりとこれはやっぱり行政として対応していただきたいと思っておりますけれども。

ここまでの答弁を聞いてますと、南国市は人口が減っていくと、当然少子化で子供たちの数が減っていくという減少の見込みで行政の皆さんは計画を立てられているかと思いますが、従来の予測と違って児童生徒数の減少が鈍化してるのかなあと、市内のこれは家が建つ、マンションが建つというのを見てますと感ずるのですが、いかがでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 先ほども少し触れましたが、今後5年間の児童生徒数の推移を見ましても、現時点では市内全体の児童生徒数の減少は進んでまいります。このことについては想定の範囲内で行っていました。しかしながら、そうした減少傾向にある学校と新たな宅地開発による住宅地の建設やマンション建設が急速に進んだということにつきましては、少し想定を上回る状況で行っていました。

大篠小学校、後免野田小学校、長岡小学校については、そうした宅地開発による住宅地の建設等が進んでいるとの情報もございますので、今後児童数につきましては下げどまりか、また今後児童数増に転じる可能性があるものとして、今後の状況に注視してまいりたいというふうを考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

小学校に上がってどんどんどん、中学校へ上がってどんどんどん自分の行動範囲が広がっていくとは申しても、やっぱり行動範囲って子供の行動範囲ですから小学校区ぐらいが自分のテリトリーというか、お友達と遊べるなどの範囲になってくるかと思えます。

ただ、やっぱりこういったことを聞いてると、隣接校の制度をもっと活用してほしいなですか、中学校についても制度が新たにできたということで対応されているということですけども、うれしい悲鳴とっていいかわかりませんが、以前とはもう違う状況になってきてるんだなあっていうことを答弁を聞いて感じさせられました。

今、話もしましたが、昨日も話がありました香南中学校の特認校の現状と見込みについてお聞きをいたします。特に、香長中学校校区からの特認希望数についても併せてお知らせをいただけたらと思います。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 昨日、有沢議員の御質問にも御答弁申し上げましたが、3月8日現在、香南中学校への特認希望者は6名でございます。この6名とも香長中学校区からの希望者でございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

次に、南国市における取組、教育効果、そしてこれからの課題についてお聞かせをいただけたらと思います。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育委員会では、教育大綱でございます教育振興基本計画に従って教育行政を進めております。本議会での市長からの施政方針にもございましたように、「かがやく明日への人づくり」を基本理念に、智育、徳育、体育、食育、才育、防育の六育を柱に据えた教育の推進に継続して取り組んでまいります。

教育効果につきましては、教育行政の主要施策について、外部評価委員によります教育委員会点検評価等を基に、PDCAサイクルを行いながら教育効果の検証を適宜行っていきたいというふうに考えております。

御質問のこれからの課題としましては、やはりコロナ対策をはじめいじめ、不登校対策、IGAスクール構想の実現など今日的課題への取組はもちろんでございますが、児童生徒の安全確保のための中・長期総合計画に基づいたハード面対策が今後の大きな課題ではないかと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

昔の学校と違って、やることは本当に山のようにあって、目の前の子供たちがお勉強は分かったかなという表情を見たり、しぐさを見たりということだけに集中できる時代ではないんだなと、また学校だけで学校経営ができる時代でもないんだなということを今の御答弁から本当によく分かりました。

大変だと思いますけれども、子供たちのために引き続き、今言った方針のとおり取り組んでいただけたらと思います。

次に、小中学校の統廃合についてお伺いをいたします。

以前の私の質問に対して、統廃合は原則として考えていない旨の答弁があったと記憶しております。ただ、県内のほかの自治体ではかなり強引な統廃合が計画されるなどの事態が見受けられます。

そこで、これは教育長にお伺いをいたしますが、現時点において小学校、中学校の統廃合は考えられておりますでしょうか。その理由も併せてお答えをください。

また、本年度開催されている有識者会議ではどのようなことが話し合われているかも併せてお答えをお願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 学校再編につきましては、保護者や地域の皆様の思いを酌み取ると同時に地域コミュニティー全体の将来的な在り方、また学校の施設、設備の安全面または防災面

など様々な側面からも総合的に判断することが大切であるというふうに考えております。

有識者会議、南国市これからの教育・保育を考える会につきましては、これまで4回の開催を実施しております。

第1回では、南国市における保育・教育行政の現状と課題について、第2回で南国市における望ましい学校規模の考え方について、第3回では津波浸水区域の保育・学校の在り方について、第4回では東部エリア、主に香南中ブロックの今後の在り方についての審議がなされております。

これまで議会での答弁や本議会の施政方針にもありますように、考える会の答申を基に南国市の教育の中・長期の総合計画を令和4年度中に作成いたしまして、市議会の皆様や市民の皆様にお示しをしたいというふうに考えております。その中で、学校再編等を含む教育委員会としての考え方について御提案したいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

今お答えいただいた内容だと、香南中学校ブロックについては以前と少し風が変わったのかなという感じもしないではないですが、今教育長から御丁寧に御答弁いただきまして、少し私自身は安心というか、しっかり原則を持って、方針を持って臨まれているんだなというふうに感じました。

この件に関しては、市民の皆さん、特に地元の皆さんへの丁寧な説明を心がけていただけるようお願いをいたしまして、次の項目に移ります。

昨年5月28日、教員による児童生徒への性暴力防止を目的に、わいせつ行為をした教員を現場に戻さないための新法が、参院本会議において全会一致で可決成立しました。日本共産党も共同提案に加わりましたが、いわゆるわいせつ教員から子供を守る貴重な一歩になったかと言えるかと思えます。

まず、今回成立した教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律とはどのような法律でしょうか。制定までの経緯と内容をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律は、令和3年6月4日に公布されまして、一部の規定を除きまして公布の日から1年以内に施行されるとされております。

この法律の制定の背景といたしましては、小中高等学校の教育職員や保育士、ベビーシッター

一などによる幼児、児童生徒への性暴力、性犯罪の事案が、近年日本国内でも多く発生していることによるものと認識をしております。

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としております。

そして、児童生徒性暴力等に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙し、教育職員等はそれらをしてはならないというふうに規定をしております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 続けて、教育長にお伺いいたしますが、この法律に対する教育長の思いをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 学校は、児童生徒が学習や生活をする場であります。児童生徒が安全に過ごすことができる、保護者が安心して児童生徒を預けることができる場であることが担保されなければならないというふうに考えています。

先ほど教育次長が法律制定の背景や概要について述べましたように、近年教職員による性暴力、性犯罪の事案が発生していることに強い憤りを感じております。児童生徒の心身に取り返しのできない傷を残す性暴力、性犯罪を教育現場から一掃しなければならないというふうに考えております。

この法律はその第一歩でありまして、教育委員会といたしましては性暴力、性犯罪を起こさないための教職員に対する啓発や指導、児童生徒が危険にさらされないようにするための校内の指導体制や管理体制の構築、児童生徒が相談しやすい関係職員の配置や環境づくりを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

教育長自ら被害者を生まない、加害者を生まない決意を述べられたことをうれしく思います。

この法律ができる以前においても、もちろんこういったことに対する取組をされてきているかと思いますが、現状や課題等、併せてお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） これまで教育委員会では、学校長を通じまして事あるごとに教職員に対して教育公務員としての自覚と倫理観を促すために、法令遵守、服務規律

の徹底を指示してまいりました。

教師は、常に子供との関係の中では圧倒的な権威、権力者であることを自覚しないといけないというふうに私も教わってまいりましたが、まさに性暴力、性犯罪はそうした関係の中で起こっているのではないかと私は感じております。

今、学校現場では、密室状態での1対1での生徒指導や児童生徒へのボディータッチなど、誤解や不信を招く行為は厳に慎むように求められております。また、特定の児童生徒とのLINEやメールのやり取りが横行しているとすれば、大変大きな問題だと考えております。

今後も引き続き、学校が組織体として不祥事防止に取り組む体制づくりやルールづくりについて指導を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

これからさらに取り組むようなことがあれば、どのようなことがあるかお聞きをいたします。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 学校では毎年、体罰禁止やハラスメント防止といった不祥事防止に向けた研修を校内研修と位置づけておりますが、その研修と併せまして、この児童生徒等への性暴力、性犯罪の防止につきましても校内研修に位置づけてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） お昼も迫っておりますが、あと2分ばあで終わりますので、もうちょっとお願いしたいと思います。

法律を見ますと、教育公務員だけではなく子供に関する全ての職業が該当してくるかと思えます。主には教育委員会の仕事となるわけで、他部署、他機関との連携が不可欠になってくるかと思われまます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 杉本議員御指摘のとおり、今後は関係機関とも連携した研修が必要になってくると考えておりますし、本市のスクールロイヤーの効果的な活用についても検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） 御答弁ありがとうございます。

文科省のウェブサイトを見ましても、法律成立からもう少しで1年がたとうとしているのに、

いまだばたばた感は否めないものがあります。しかし、文科省待ちでは加害者を、そして被害者を生じてしまい、取り返しのつかないことになるのは明白でございます。

今お答えいただいた諸施策を着実に実施していただくようお願いをいたしまして、次の項目に移ります。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時 休憩

————— ◇ —————

午後1時 再開

○副議長（岩松永治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— \* —————

#### 発言の訂正

○副議長（岩松永治） 総務課長より発言の申出がっておりますので、許可いたします。総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 先ほどの杉本議員からの保健師の処遇改善についての御質問に対する答弁の中で一部誤りがございましたので、訂正いたします。

処遇改善の対象を「保健師、幼稚園教諭」と答弁いたしましたが、正しくは「保育士、幼稚園教諭等」でございます。大変申し訳ございませんでした。

————— \* —————

○副議長（岩松永治） 引き続き一般質問を行います。1番杉本理議員。

○1番（杉本 理） 総務課長から訂正の発言いただきありがとうございます。訂正の冒頭にあつたところも、保健師でなくて保育士ということで理解しておりますので、その旨理解しました。

質問の最後の項目をお伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

国民保護訓練ということで、国民保護法に基づく県外避難訓練について何点かお伺いをいたします。

1月に新聞などで報道されましたこの訓練ですが、よく分からないことが多いですし、ただでさえお忙しい行政職員の皆さんを動員してまで実施する必要があつたのかなあとお思いまして質問をさせていただきます。

主催者が国、県、そして南国市などとなっております、南国市における担当課は危機管理課だということですが、危機管理課長のほうからまずこの訓練の目的、そして趣旨を御説明願います。

○副議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本年1月14日に実施いたしました令和3年度高知県・山口県・愛媛県国民保護共同実動・図上訓練につきましては、大きく4つの目的が設定されておりました。

1つ目は、国民保護計画や関係機関における連携、協力体制の実効性の確認、2つ目に武力攻撃予測事態に至るまでに必要となる調整事項や連携、協力体制、手順等の取りまとめ及び実効性の確認、3つ目に訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、4つ目に地方公共機関及び指定公共機関の国民保護措置への理解の促進でございます。

○副議長（岩松永治） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

今回の訓練を実施しての課題や感想などをお聞かせください。

○副議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 国、県、本市におきましても、武力攻撃事態等に対する初めての大規模な国民保護訓練でございました。

本市の役割は、市民をいかに迅速に避難させるかということであり、災害時対応にも通じる部分があったため、その点では日頃の災害対応や現在進めておりますワクチン接種対応業務が参考となる部分がありました。

課題といたしましては、今回の想定のように全県民を県外避難させる必要が生じた場合には多くの時間がかかるということがございます。緊迫した事態の中で、混乱なくスムーズに、かつ迅速に避難をさせることは非常に困難が生じると考えております。

また、県知事の意見にもございましたが、訓練想定に少し現実性のない部分がある中で、訓練の前提として想定は蓋然性を考慮しないということにはなっておりましたが、蓋然性が不透明な状態での訓練では、訓練の成果、反省を生かすことができるのかということが感想でございます。

なお、さきに申し上げましたとおり、初めての大規模訓練でございましたので、今後はそのような反省点を踏まえて、精査された訓練になっていくと考えております。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

ごめんなさい、訓練の目的、趣旨を聞いて、どんな訓練やったかを聞いてから課題、感想を聞こうかと順序立てておりました、ごめんなさい。

どんな訓練をしたのか、課長から御説明いただけますでしょうか。

○副議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 当日の訓練は、33機関約240人が参加をいたしまして、大きく2部に分けて実施をいたしました。

午前中に実施いたしました第1部は、合同対策協議会運営訓練として、国による事態認定により必要となる高知県民の県外への避難について、高知県、高知市及び本市の避難の考え方やその方法を整理し、関係機関に説明するものでございました。

午後の第2部の実動訓練におきましては、南国市の対策本部運営及び避難誘導訓練を実施いたしました。本市では、南国市役所、市立スポーツセンター、高知龍馬空港の3か所を訓練場所として使用し、移動手段としてバス、航空機を使用する想定で愛媛県と山口県に避難をさせる想定の実動訓練でございました。

具体的には、小学校など一時集合場所から搬送してきた住民役のエキストラを現地調整所であるスポーツセンターで受け入れ、バス搬送や空港へ送り出すというものでございまして、その間様々な突発的な対応にも迫られ、県及び市の対策本部と現地調整所との情報共有や臨機応変な対応を求められる内容でございました。

○副議長（岩松永治） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） お答えありがとうございます。

今回のウクライナのことも考えても、本当にタイミング的にこういった想定すらも考えたくないですけども、行政としては考えざるを得ない、準備しておかなきゃいけないということだとは思いますが、今課長がバスや航空機を使ってという御答弁がありましたけども、いざ戦争だ、攻められるっていうときに、旅行と違うわけですからちょっとカートを1個、2個引いて1週間ばあの着替えを持って出かけるっていうことにはならないと思うんです。いろんなものを持っていきたいと思うんですけど、バスとか飛行機って、でもやっぱりカート1つとかだとは思いますが、その辺はどんな訓練になったのかなと思ってちょっとお聞きしたいのですが。

○副議長（岩松永治） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほども申し上げましたとおり、今回の訓練はあくまでバスと

航空機を使った想定としたという訓練でございました。

当然のことながら、実際にこういう事態になりますと自家用車を使ったとかそういった避難をされる方が多くなるとございましたけれども、そこにつきましてはあくまで想定の中でバスと航空機を使った訓練を目指すという目的で行われた訓練でございました。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 杉本理議員。

○1番（杉本 理） ありがとうございます。

課長は非常に真面目な方なので、御答弁の中で災害時対応にも通じる部分があったですとか、日頃の南国市で行われてるような災害対応が参考となる部分があったと、大変真面目に御答弁をいただきました。

今回の訓練で、知事のコメントも御紹介いただきましたけれども、今どき2か月後に武力攻撃されるかもっていう予想をして、かつ1か月間で全県民を県外に避難させるなんて机上の空論でも思い浮かばないものだなあと、笑っちゃいけないですけども思います。

著しく蓋然性が低い事態をあえて想定をし、いたずらに県民、市民の不安や、ましてや周辺諸国の不信感を、今こそ平和を大事にせないかんこの情勢の中で、いたずらに周辺諸国の不信感をあおっているものって言わざるを得ないかなというふうに思います。

全県民の県外避難っていうのは到底不可能なことであって実効性も伴っていないものですから、南国市においては今後主催者になってほしいと言われた場合はきっぱりと拒否するようにお願いをしまして、私の今議会での一般質問を終わらせていただきます。御答弁いただきました皆さん、ありがとうございました。

○副議長（岩松永治） 17番野村新作議員。

〔17番 野村新作議員発言席〕

○17番（野村新作） 質問をさせていただきます。

初めに、教育行政。

学力向上に向け、沖縄、大分、高知3県は、平成19年の全国学力調査開始時に県平均の都道府県順位が40位前後の低位でありました。近年は、10位台に急上昇しております。3県は、学力向上のために何をやったかということになります。

学力向上県に共通しているのは、指導の改善であります。一斉講義形式に陥りがちな授業を、主体的、対話的で深い学びを求める授業に変えるため、先進県である秋田県に学び、秋田県を模倣するか秋田県を模範として、その県独自の授業スタイルを構築しております。

その授業スタイルを実現するために必要なのが校長のリーダーシップであり、そのために学

力上位県と同様の学校訪問体制を整えています。そのような改革を推進したリーダーがそれぞれの県に存在したことも学力上昇県の成功の要因であります。

そこで伺います。

南国市の現状はどうでしょうか。それらの改革発案者と言える人たちが明確な方針を立ち上げ、その方針を県下に広めております。いずれも県外から多くの視察を受け入れております。学力上昇県で共通している重要事項は、学校訪問体制を通じた校長のリーダーシップ育成にあると言っても過言ではございません。

学校訪問体制が重要であることの根拠として、調査では教育委員会の学校訪問は大きく3種類に分かれております。1、計画的に全ての学校を毎年訪問するもの、2、計画的に訪問するもの、全体を訪問するのに複数年かけているもの、3、学校から要請のあった場合に訪問するもの。

学力上位県と学力上昇県の特徴は、学力を伸ばすポイントの一つ、全ての学校の水準を引き上げることであります。水準とは学力の水準ということではございません。学力は最後についてくるという言葉は、秋田県をはじめとする高学力県、学力上昇県で共通して聞かれる言葉でございます。

授業の水準、それを高める校内研究の水準、それを高める組織文化の水準、それを高めるための校長のリーダーシップの水準、それが総合的に高まった結果として子供の学力が高まっております。

学力が上昇している自治体は、学校を変えるという明確な目的の下に学校訪問を含めた施策を推進しております。

高知県では、第3期高知県教育振興基本計画に基づき、学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子供たち、郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り開く人材の育成に取り組んでおります。子供たちが安全・安心に学校生活を送り、調和の取れた知、徳、体の生きる力を身につけることができるよう、取組を進めております。

目標として、小学校の学力は全国上位を維持し、さらに上位を目指します。中学校の学力、全国平均以上に引き上げる。現状として、小中学校ともに国語の学力の向上が見られた、特に理由を明確にして書く問題において全国平均を上回った、今後に向けて引き続き全ての教科において話す、聞く、読む、書くの言語活動を重視した授業改善に取り組むとあります。

算数、数学は、ともに前回の結果を下回りました。公式の理解や計算問題など、基礎、基本の部分につまずきが見られました。

予測困難な時代を生きる子供たちが、自ら課題を見つけ、学び、考え、判断し、行動していけるように、家庭、地域、学校が一体となった教育活動の推進に御協力をいただけますようお願いをいたします。

続きまして、教科担任制についてお伺いをいたします。

小学5、6年を対象に、一部教科を専門の教員が教える教科担任制が今春から本格的に始まる。英語、理科、数学、体育の4教科を中心に導入するという。学級の担任を持ちながら得意分野の教科を他のクラスで教えたり、近隣の中学校から派遣された英語教員が小学校の授業をしたりすることが想定されております。

導入の目的は、授業の質向上と教員の負担軽減であると言えます。

小学校では、明治期から担任が全教科を教える学級担任制が基本とされてきましたが、近年は英語やプログラミングなど、教える内容が専門化しております。小学校の教員の中には、理数系に苦手意識を持つ人が少なくありません。専門性のある教員が指導すれば、教科のおもしろさが伝わり、児童も内容を理解しやすくなるはずでございます。

中学校は教科担任制が実施されております。児童たちが小学校を卒業後、スムーズに移行できるという効果が期待されております。労働時間が長い教員の働き方改革にも役立つとされております。教科担任制が導入されれば、担任が一部の教科を他の先生に任せることができ、空いた時間は授業の準備やテストの採点などに充てられる、教員の多忙感解消にもつながるだろう。

ただ、学級担任制のよさも忘れてはなりません。小学校では、担任と児童が長い時間を共に過ごすことで信頼関係が築かれます。児童の学習状況を把握し、クラスの間関係の僅かな異変を察知しやすいというメリットがあります。

教科担任制の導入後は、担任だけでなく複数の教員が児童に関わることとなります。教員同士が児童の様子をきめ細かく情報交換することが不可欠でございます。児童の成長は学校全体で担うという意識を教員間で共有しなければなりません。

山間部など小規模校では、学校内の教員の融通だけでは教科担任制の実施が難しいだろう。各教育委員会は地域の事情に応じた教員の配置を考えてほしい。OB、OGなどの外部人材を活用して教員の負担を軽減する工夫が望まれております。

続きまして、選挙行政につきまして。

選挙事務ミス。

昨年10月の衆議院選で、自治体の選挙事務に関するミスや問題行為が290件超に上り、国政

選挙で過去最多だった2019年参議院選の200件を大幅に上回る見通しであることが調査で分かりました。全国の都道府県選管に聞き取り調査を実施して、ミスなどは298件に上り、記録が残る1995年以降で最多になる見通しであることが判明しました。

都道府県別では、千葉が最多の20件、高知県が18件、大阪17件、兵庫16件と続きます。小選挙区と比例選の投票用紙を間違えるなどの単純ミスが目立ち、新型コロナウイルス対策で業務が増えたことなどがあると見られております。

国政選挙でのミスは、95年以降、衆議院選は10倍、参議院選は13倍増加、自治体職員の減少で選管職員が他部署と兼務になるなど、選挙事務に詳しい人材の育成が課題となっております。

高知市では、期日前投票で有権者を別の選挙区の投票箱に案内するなどのミスが7件がありました。市選管は、コロナ禍で期日前投票所が混雑して職員が慌てたことや、来場者の間隔を空けるために投票所の動線を変えたことがミスを誘発する一因になったとしております。

選挙事務をめぐるミスは、民主主義の根幹である選挙の公正さを失わせるだけでなく、結果に影響を及ぼしかねません。重大な問題でございます。

昨年6月の兵庫県尼崎市議選では、最下位当選者と次点の元市議は1票差だった、しかし結果確認後、不在者投票1人分を名古屋千種区選管が尼崎市選管に送り忘れていたミスが発覚、この票は開票されず無効扱いとなり、元市議は現在訴訟で争っております。

多発するミスを防ごうと、総務省は2019年6月、選挙事務の豊富な経験を持った自治体選管職員ら7名を管理執行アドバイザーに起用し、自治体に巡回指導を始めております。これまでに延べ10県で研修を開き、起こりやすいミス対策など、市町村選管職員に指摘をしております。

2019年参議院選で第7投票区、これは篠原でございます、早起きであるために早めに投票所へ行って家へ帰りました。そして外出していると、お客さんが来ているとの携帯電話で家に帰ると、選管会長と課長が平謝りで頭を下げ、小選挙区と比例区の投票用紙を間違えて渡した、私のほかに数名の者がいるとのことで、早くそちらのほうに謝りに回っちゃってくださいと言いました。結局、無効票として扱われました。接戦だったら大問題になるところだが、ミスのない選挙事務をお願いしたいところでございます。

今夏の参議院選、ルール違反がなきよう対策をしっかりとお願いしたいと思っております。昨年10月末の衆議院選において、ルール違反文書が全国的にばらまかれました。選挙の公正を害する極めて悪質な行為であります。市選管としては対策は考えているか、あれば聞かせてもらいたい。

選挙時だけ人員を増やす、有権者に徹底さす、違反をしない、やらないを徹底してもらい

たいところでございます。公職選挙法は民主政治の健全な発達を期するとうたう民主政治の基礎をなすことが選挙でございます。

以上、答弁をお願いします。

○副議長（岩松永治） 教育次長。

〔伊藤和幸教育次長兼学校教育課長登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（伊藤和幸） 野村新作議員の御質問2点につきまして、順次御答弁を申し上げます。

初めに、学力向上、南国市の学力の現状につきましての御質問に対しまして御答弁を申し上げます。

平成19年度、野村新作議員からもお話がありましたように、文部科学省が全国的に子供たちの学力状況を把握するために実施いたしました全国学力・学習状況調査におきまして、当時本県は大変厳しい結果でございました。これは本市におきましても同様に厳しい結果であったと記憶をしております。

このことを受けまして、高知県教育委員会は市町村教育委員会との連携を強め、様々な学力向上対策に取り組んでまいりました。県は、全国の先進地から学んだ施策を高知県版として積極的に取り入れるとともに、実際に教員を人事交流として先進県に派遣し、派遣した教員がその実践を県内に広げるといふ取組を進めるなど、積極的な教育改革に取り組んできたと認識をしております。特に、議員お話のとおり、校長のリーダーシップによる組織的な授業改善は学力向上対策の最重要課題として最優先に取り組んできたものと実感をしております。

この間、本市におきましては平成20年度に小中連携学力向上プロジェクト事業を立ち上げ、南国市の教育課題を焦点化し、就学前の保育、幼稚園との連携も図りながら、小中連携による組織的なP D C Aサイクルによる学びの質のさらなる向上を重点目標に、義務教育9年間による学力向上対策に取り組んでまいりました。

また、到達度把握テストの導入により、市内全体の児童生徒の9年間の学力状況の把握、そして100人プロジェクトと題しまして児童生徒へのきめ細かな支援を充実するための各種支援員の積極的な学校への配置を行うなど、市単独事業にも取り組んでまいりました。さらには、高知県教育委員会と連携し、組織的な授業改善を柱とする学力向上対策の指定事業による研究推進にも力を入れてまいりました。

本市が目指します六育の中の智育は、高知の知に日をつけた智慧の智を使用しておりますが、これは数値で表すことのできない総合的な学力の獲得を目指したものでございまして、決して

数値で表すものだけを評価するものではありませんが、結果としてこうした取組の積み重ねにより、近年では本県同様に本市においても安定した結果として現れているのではないかと捉えております。

議員の御指摘にもありましたように、こうした継続的な取組はもちろんのことですが、学力向上のポイントは外発的動機づけよりも内発的動機づけが重要ではないかと思っております。これは、児童生徒だけでなく教員も同じこととございます。学力向上対策が教職員へのプレッシャーになるのではなく、児童生徒の成長として教職員のやりがいや喜びに変わっていかねばならないものと考えております。

児童生徒も同じで、自ら課題を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力、いわゆる主体的に学ぶ意欲を大事に育てていかなければならないというふうに考えております。

続きまして、教科担任制につきまして御答弁を申し上げます。

小学校教科担任制は、中央教育審議会答申、令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協同的な学びの実現～において、義務教育9年間を見通した指導体制として小学校高学年から実施が明示され、令和4年度をめどとした本格的な導入の提言がなされております。

実施教科につきましては、外国語、理科、算数、体育を優先すべき教科としながら、学校の実態に応じて校長が適切に判断することとなっております。

本市におきましても、既にこれまで担任外教員や教頭が専科授業を担当する、各担任の得意教科や専門性を生かして担任同士が授業を交換するといった方法で試行錯誤しながら実施をまいりました。

本年度はさらに、十市小学校、大篠小学校、長岡小学校に教科担任制実施のための加配教員が配置をされております。実施校からは、複数の教員が1つの学年を持つことにより、複数の視点から児童理解を深めることができた、教員1人当たりの担当する教科が減り、教材研究や授業準備等の負担が軽減された、空き時間に家庭学習等の提出物の確認ができ、勤務時間外の時間を減らすことができたといった声が上がっております。

一方、議員御指摘のとおり、学級担任がほぼ全ての授業を担当する従来の方法は、担任と児童が長い時間を共に過ごすことで信頼関係が築かれ、学級の僅かな異変も察知しやすかったというメリットがあります。

教科担任制の導入後は、担任だけでなく複数の教員が児童に関わることとなりますので、教員同士のきめ細かな情報交換が大切になってくるものと考えております。

また、小規模校の多い本県の実態からは、教科担任制実施のための加配教員が全ての学校に配置されることは現実的に難しいものと考えております。

議員の御指摘のとおり、学校内での教科担任の配置の工夫に加え、地域の実情に応じた教員の配置を高知県教育委員会にもお願いをしたり、また教員OB、OGなどの外部人材の活用の仕方を検討していったりしたいというふうに考えております。

児童へのより専門的な指導を確保し、教員の負担軽減に今後も努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○副議長（岩松永治）** 選挙管理委員会事務局長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

**○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章）** 選挙ミスをなくすための研修の実施についての御質問にお答えをいたします。

投票事務従事者に対し、各選挙の前に事前説明会を実施しております。

説明会では、投票所での各担当業務の説明などをするほか、執行上問題となった事案、投票用紙の二重交付などの具体的な事例を挙げ、その対処について説明し、ミスの発生を防止するよう注意を行っております。

また、本市においても過去に実際にミスが発生しておりますので、特に本市においても発生していることを強調し、説明しております。

事務従事者一人一人がしっかりとそのことを意識して事務を行うことが重要でありますので、引き続き選挙事務に対しまして厳正な執行の徹底を図るために説明会等の充実を図ってまいります。

次に、選挙違反對策についての御質問にお答えをいたします。

選挙の投票率の向上のためにも選挙についての啓発は行わなければならないと思っております。広報紙で啓発していきたいと考えております。その中で、選挙違反についても選挙人に対してどういったことをしてはいけないのか、されてはいけないのか、具体的な禁止行為について掲載し、啓発していきたいと考えております。

また、悪質な行為等がありましたら、県選挙管理委員会や南国警察署など関係機関に連絡を取り、対策等を講じるなどいたします。

**○副議長（岩松永治）** 野村新作議員。

**○17番（野村新作）** どうもありがとうございました。

学力向上については、秋田県に追いつけ追い越せでございますが、高知県のみならず全国各

県が秋田、福井に見習って学力向上に努めております。高知県がちょっと緩めたら、ほかの県がフーと上がっていきゆうということでございますので、なお一層の学力向上に努めていただきたいと思ひます。

それから、教科担任制についてでございますが、先生は忙しい、本当に忙しい。私の母校であります大籾小学校でございますが、150周年の記念行事をいろいろと計画してあります。会が6時半からでございますが、まだ先生が残っているいろいろな仕事をしてありますし、8時頃に会が終わって帰るとすると、まだ先生が頑張りよる。なんぼか大変じゃと思ひますけど、家へ帰ったら9時頃になっちゃあせんろうかと思ひけん、その解消のために教科担任制ということもやっていただければ負担軽減になろうかと思ひます。

それから、選挙事務でございますが、とにかく市民の一人一人がやらない、やらさないということを肝に銘じて選挙活動をやるべきやと考えてあります。

簡単になります、これで質問は終わります。どうもありがとうございました。議長さん、ありがとうございました。

○副議長（岩松永治） 19番土居篤男議員。

〔19番 土居篤男議員発言席〕

○19番（土居篤男） 日本共産党の土居篤男でございます。

本日最後の一般質問をやります。

先ほど杉本議員は、最後に土居議員が締めてくれると言いましたが、なかなかそういう期待をされますとなかなか重たいです、今回はあんまり難しく思考を重ねて質問の準備をしておりませんので、ごくごく単純な疑問で提案なり質問なりしていきたいと考えてあります。よろしくお願ひします。

私が通告してありますのは、市長の政治姿勢、住みよい南国市についてとか書いてありますが、人口問題から見て減少傾向にあるということをお心配しまして、この人口減少に対して何が一番効果のある政策なのかっていうことについて聞きたいわけです。

2番目には、コロナ下で農業対策を求めると。3番目が、住宅の安全についてと書いてありますが、何のことはありません、国のつくりましたトーチカの除去です。その下の住宅の安全について、トーチカの除去についてということでございます。津波対策についても、津波を想定した都市計画法になっているかと、それに対応しているかという質問でございます。5番目には、史跡についてということで、提案でございます。

まず1つ目の、市長の政治姿勢については、市長は2期目に入りましていろいろたくさん政

策を打ち出しております、南国市の発展のためにまち・ひと・しごと創生総合戦略を立てて、それに基づいてやっているというふうに12月議会でも答弁をされております。

その中で、私が一番気にしているのは、人口問題を見て、この人口が徐々に減りやせんかということから考えまして、総合戦略は大事な戦略だとは思いますが、その中で特に子供の福祉政策です。子供の政策を充実をしたらどうかということを知りたいわけでございます。

人口表から見てみますと、年齢別人口表をもらいまして、数字ばかり並んでおりますので目が回りそうなのですが、これを整理しますと、年代別で見てみますと70代の方が、これは70代全員ですが、これが6,612名です。60代が5,781、50代が5,647、40代が6,410ということで、5,000、6,000をちょっとまたいでいるように見えますが、着実に年代別の全体の人口表で見ましても減っております。こういう点を見ると、やっぱり人口が減っていくと、心配だなあと。つまり、60代、70代の合計よりか40代、50代の合計が非常に少ないと、こういうことになるわけです。明らかにこれは減少傾向にあると。

人口が50人、100人減ったってどうってことないろうがというふうに考えるか分かりませんが、やっぱりそうではなくて100人、500人、仮に1,000人ぐらい減りますと1つの村がなくなるといぐらいですので、その村にあった酒屋、飲み屋、食料品店、クリーニング屋、その商売が、経済が回らんようになるわけです。1,000人分減ったら。

そういうことですので、やっぱり5万人から6万人に増えていきゃあ消費も伸びていって経済が上向いていく、飲み屋の客も年々増えてくるとい現象になります。ほんで、減っていくと飲み屋の客もどんどん減って、何にもがしぼんでいくわけです。喫茶のお客さんも減る。そういうことですので、やっぱり人がよけおるほうがあらゆる産業について必要なことだというふうに考えるわけです。

そういうところから、南国市の人口減少を食い止めるには何が大事だろうかということで、総合的に市長は発展させるということで安全・安心なまちづくり、健康・福祉のまちづくり、産業・交流のまち、教育・文化のまち、協働・連帯のまちづくりっていうことで基本目標で頑張って、総合的に南国市の力をつけていこうということでやっておりますが、私はその中で一つだけお聞きをしたいのは、やっぱり子育て支援政策が今どんな現状かということをもっと聞いておいて、もっと充実することが必要ではないかということをもっと提案をしたいわけです。

子育て支援策だけではいけません、先ほど言ったように12月議会でも2期目の政策として打ち出しております、全体的にやらないかんことは確かですが、その子育て支援について充実を求めたいということで、ここでお聞きをしたいのは、南国市の子育て支援政策について、内

容的にどういう内容で件数はどれぐらいで予算はどれぐらい立てているか、また昨年度決算であれば予算はどれだけ使ったかと。そのことについてお聞きをしたいと思います。

子育て支援策、具体的に事前に聞いて、この件とこの件とこの件でってここで言うたらよかったんですが、それを聞いておりませんので、ぜひ子育て支援の予算は何にどれくらい使おうか、全体でどれくらい使おうか、どんな項目があるかということをお願いをしたいと思います。

1つ目は、まずそれをお願いをしたいと思います。

2つ目ですが、コロナ下での農業対策ということでお聞きをしたいわけですが、コロナ禍に加えて最近ではロシアのウクライナへの戦争を開始したということで、様々な困難が日本にも経済的に降りかかっているようでございます。

そういう影響も含めて、コロナ禍あるいはウクライナの問題で原油の輸入が止まるとかそういう点もありますので、農業ではハウスの燃油の上昇が非常に激しいものがあります。

私は、コロナの影響でシシトウやキュウリやナスやピーマンじゃいうのは値段が、どうぞよと言うて聞きに行きましたが、あんまり影響は受けてないと言われました。また農協の職員の方にも会いましたが、そんなに農協の職員自体が農家の収入についてあんまり関心を持っていないようですので、聞くことはできませんでしたが、農家自身がピーマン、シシトウの値段が下がって困ったという声はありませんでした。それより、燃油の上昇が今大変著しく跳ね上がっております。

ガソリン価格を見よったら大体分かると思いますが、コロナに加えてロシアのウクライナへの戦争を始めたということで、ロシアからの原油の輸入禁止も重なりまして、原油の価格が急速に上昇しております。

ハウスで燃やす油だけではなくて、ビニールも農業資材、肥料も全部原油が関係をしておりますので、これからさらに急速に燃料プラスビニール類、資材類の価格も上がってくるということで、農業対策を求めたいと。その一つとして、ハウスの燃料の上昇に対する補助をどうするか、補助対策をすべきではないかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、住宅の安全についてで、3つ目ではありますが、これは十市の小さな山にありますコンクリート製、前にも取り上げましたがトーチカがあります、山の上のほうに。そのトーチカが据わっている山自体が、非常に軟弱地盤で崩れ落ちる危険性が非常にある、こういう状況があります。下の民家に被害を与え、命までも危なくなる可能性もあります。

また、その方の子供さんが今県外においでるようですが、帰ってきて家を建てる気はせんと、真上にトーチカ、コンクリートの塊があるので嫌だというふうなことも聞きました。住民にそ

のコンクリート製のトーチカが不安を生じさせているわけです。

さきの戦争のときに、これは南国市はその当時は十市村なんですが、国が建設したものであって国に責任があるけれども、前にも取り上げたときには、国は防空ごうは撤去するけれどもトーチカは撤去しないと、そういう予算は取ってないというふうに聞きました。

防空ごうについては事故があったので、防空ごうは山に放置をすることはしないと、そういうことらしいですが、ほんならトーチカも事故があったら、ほんならのけるろうかと。下の民家へつえてきて民家の人や亡くなったら、国もほんなら予算つけらあよという話なんです、国の予算でつけた国のもの、ブツなんです、そりゃやっぱり私は国がのけるが当然ではなかろうかというふうに思います。

しかし、国がのけないと言ってますので、前回質問したときには市単事業でやろうかと考えたこともあるというふうに聞きました。もうこの際、国や県がやらんと言え、1億円もかかる仕事じゃありませんので、ぜひこれは1個だけですので、市がのけてもらいたいと。

第一、固定資産税を徴収しゆうのは南国市でしょう。住宅、宅地の。税を取る以上は、やっぱりそういう危険なもの、その人の土地なんです、土地に危険な、国が設置したものとはいえコンクリートの塊があるというたら、税金は市がいただきゆう以上、やっぱり国がやったことだからということで逃げるわけにいかんじゃないかと。私は、それはやっぱり南国市が市単事業でのけるということをやすべきだと思います。ぜひこれはのけていただきたいと。

それから、4番目に津波対策ということで書いてありますが、この津波の対策は波そのものに対する対策はできませんが、必ず16メートルの津波が最大来るであろうと、今後ウン十年間の間に必ず南海トラフ地震が発生すると。来年起こるやら50年先やら分かりませんが、必ず起こると予測されます。東北地震でも、我々が想定、想像もようしなかったような高い津波が発生をして多大な被害を引き起こしたということがありますので、南海トラフ地震も想定はされておりますので、津波の高さも。

その津波に対して都計法がつくられているかよと。都計法は津波を全然想定しておりません。都市計画法は。高度成長期に都市がどんどん整備されて大きくなっていく、いけいけどんどんであんまり乱開発して密集したらいかん、これは山だから残さなあかん、緑を残さないかんとか、そういう観点でしか都計法はつくられておりません。津波が来る前提でつくっております。

ですから、いろんな制約があって、例えば十市の海岸線に住居がある人が、もう家が古うなったとき家建てたいというときに、他人の山の上の土地を買って自分が道路をつけて建てたら

いかんという法律になってます。何十年前からの所有地でないと、自己の所有地でないと建てられないということになっているわけです。札幌の人、東坪池の人、これが琴平山の山の上の民有地を買って、他人の土地を買ったら建てられんという都計法ですから。これはほんで、津波を想定したら家が海岸線にある人はもう津波の届かんところへ建てたいよというときには、そういう制約する都計法ではなくて、他人の土地でも山の上の土地を買って建ててもええわよと、そういう法律の運用にするべきではないかと思いますが、いかがでしょうね。

分家住宅も同じことです。他地域から、例えば津波の来ない香美市の市街地の方が、そりゃ平野部の真ん中の十市の山の上を買って家建てたいわやと言うたら、そりゃ私は制限する必要はないと思うけど、制限しても、そりゃ制限せないかんもんなら都計法で制限せないかんでしょう。しかし、そうでないケースでは、やっぱり津波の区域から移る人については、所有地でなくても新たな土地を購入して建てると、分家住宅を建てると、そういう運用をするべきではないかっていうふうに思います。

質問が分かりにくいかもしれませんが、都市整備課長、分かるように御答弁をお願いしたいと思いますが。くどくど言うて、私のほうが分からんかも分かりません。ということでございます。

そこを明確にせんと、いや、都計法がどうだこうだ言わずに、もう津波の来る地域に住んでおられる方は自己住宅であっても新たに所有してない山を、他人の土地を買って、津波が来ん土地を買って家を建てれると、そういう都計法の運用をしてもらいたいと。また、津波浸水区域に住んでる人の分家住宅も、そういうことも可能にする。あるいはまた、規模の大小にもよるとは思います、開発業者が開発して売り出すこともできると、そういう法律の運用にするべきではないかというふうに思います、都市整備課長、どうでしょうか。

次に、5番目の史跡についてということなんですが、この間も掩体壕のことについて、小学生でしたか、あれは一つの史跡なんだということで大事にせないかんということも出ておりましたが、私は戦争の、掩体壕は確かに歴史の史跡なんですが、私は歴史の史跡として前浜の砲台跡、朝、赤旗を配達するとにあこを通るわけですので、ありゃ、ここになかなかいいものがあつたんじゃないかということで見えております。

伊都多神社の正面の海岸線の市道、伊都多神社前の県道ではなくて浜の通りの市道です。その市道沿いにあります。

アメリカのペリーが江戸末期に日本に開国を迫ってきたことは皆さん御承知のとおりだと思いますが、嘉永6年1853年、ペリーが率いるアメリカの軍艦が来ました。日本にはまだ蒸気船

というものがなかった時代ですので、大変幕府も、今流に言うたら腰を抜かしたんじゃないろうかと思いますが、4隻が浦賀に来航しました。

この前浜の史跡に教育委員会の説明書きが出ておりますので、それを写してきたわけですが、ペリーが来ると幕府は色を失い、諸藩に対して海防を厳重にするよう命じた、そのため土佐藩でも前浜、その他の海岸に砲台を築くようになった、大原里勝は下田村の郷士であったが、前浜台場係、海防小頭を命ぜられて砲台の築構に従事、ホイッスル砲数門を持つ台場が出来上がった。

ホイッスル砲いうたら、ちょっと鋳物でずんぐりした大砲で、テレビドラマなんかでちょっと見たことがあるかも知れませんが、日本のやつは命中度も低い、あまりいい代物ではなかったようですが、これを数門を据えた台場をつくってあります。

明治維新後、大砲その他は払下げられた、台座だけは藩政の遺跡として保存されることになった、南国市指定の史跡ということになっております。これは南国市教育委員会が説明書きを書いております。史跡に指定したのは昭和41年、1966年です。

これを、石垣についておりますが、石垣の上の丸っこい小高い丘に説明板が1枚あるだけで、あまり見てもらうような代物ではありませんが、ここにこういう説明書きをつけてホイッスル砲の、セメント製でも構いませんので、プラスチック製でも構いませんので、何門か据える。あるいは、もし南国に別にこういうこの当時の砲台跡があれば、南国市以外でもあればそれとも連携をして、戦争遺跡とも違いますので、これは。本当の史跡として見れるものになるのではないかと思いました。そういうことで提案をしたいと思います。

以上で第1問目を終わります。

○副議長（岩松永治） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 土居篤男議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少に対する質問ということで、まずは子育て支援について昨年度の決算はという御質問の内容がございましたが、ここには決算書を持っておりませんので、予算書でお話をさせていただきますと、昨年度といいますか令和3年が当初予算では約47億5,000万円です。児童福祉費という、民生費の中で子育てに関する項に当たりますが、その児童福祉費は約47億5,000万円ということでございますが、今年度は約44億円ということで約3億5,000万円ほど減っております。

ただし、これにつきましては長岡西部保育所の建設の整備事業費が3億7,000万円ぐらい昨

年よりは減っておりますので、ほぼ昨年と同額の予算となっているところであります。

今まで実施してきました子育て支援といいますと、やはり保育所関係っていうことも大きゅうございますし、学童保育、放課後子ども教室とかそういった支援が大きいわけでございます。保育につきましては今まで保育の無償化の中で、2番目のお子さんの保育料の無償化や3歳児から5歳児までの副食費の市単独の負担ということもしてまいりましたし、また中学校卒業までの医療費の無償化ということも行ってきたところでございます。

そういった子育て支援に加えて、令和4年度の予算につきましては、民営保育所の子育て施設の人員確保を推進する保育補助者雇上強化事業費の増額とか、公立保育所の長岡西部保育所のゼロ歳児保育の開始に向けた経費、また少子化対策として行ってます結婚新生活支援事業費補助金補助額の引上げなども実施するようにしているところでございまして、そういった子育て支援につきましては今後も継続して実施できるよう努めていきたいと思っております。

土居議員がおっしゃったとおり、子育て支援をしていかなないとなかなか人口が増えるということにはもちろんつながらないわけございまして、土居議員のおっしゃるように、人口を増やすためには合計特殊出生率2.07という数字をクリアしていかにかあかんところでもあります。その合計特殊出生率2.07を実現するためには、もう子育て支援は不可欠ということでございまして、今後も子育て支援には力を入れていかなければならないという思いであります。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 農林水産課長。

〔古田修章農林水産課長登壇〕

○農林水産課長（古田修章） 土居議員の御質問にお答えをいたします。

まず、燃油の高騰対策ということでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大はもちろん、ロシア、ウクライナの問題、世界情勢の影響によりまして原油の高騰が続いている状況となっておりますけれども、ハウスの加温燃料として使用されている重油につきましても、全国平均価格が昨年同時期に比べて約30%程度上昇しており、農業経営への影響というのが懸念をされているところでございます。

高知県でも、これまで農業分野での燃油高騰対策としまして、J Aと連携し燃油価格の高騰時に補填金が支払われる施設園芸セーフティーネット構築事業への加入の推進が図られております。

本事業は、1リットル当たりの重油の全国平均価格が発動基準価格の83.1円を上回った月ごとにその差額が補填されるというものでございますが、今年につきましては特に重油の価格が

高騰しているということもありまして、JAにおきましてもJAの広報へのチラシの差し込みや、部会ごとにも組合員に対し本事業への参加の呼びかけを行うなど周知に取り組んだことによりまして、多くの農家が新たにこの事業に参加をされております。

一方、国でもこのたびの重油価格の高騰に加え、ウクライナ情勢などの長期化による影響も視野に入れた中で、原油価格のさらなる高騰に備える形で発動基準価額の170%相当までの高騰に備える選択肢を追加しまして、セーフティーネット機能を強化する対策として事業の拡充もされたところでございます。

また、緊急の経済対策としまして、重油の使用量の削減につながるヒートポンプ等への転換を含めた省エネ機器の導入支援も進められております。

市としまして、この国の緊急経済対策を積極的に活用することはもちろん、国の支援対象とならない農家への支援策についても関係機関連携して検討してまいりたいと考えております。

また、今年のシシトウの新型コロナウイルス感染症の影響としましては、感染拡大の時期の違いやまん延防止等重点措置の時短営業の要請方法の緩和などもありまして、土居議員言われますように、昨年ほど大きい影響ではないとのことですが、やはり業務筋対応の100グラムパックから一般消費向けの50グラムパックへとシフトするなどの対策を取りながら、何とか単価の維持を図っているところでございます。

しかし、いまだコロナ以前の売上げには届いておりません。都市部のまん延防止等重点措置が延長されたこともありまして、依然として回復までの見通しは立っていない状況と考えております。

そのような状況の中で、促成の施設園芸におきましては、燃油価格はもちろんなんですが、肥料やビニールなどの農業資材費の高騰によっても経費が上昇をしまして、大きな負担となっております。

このような状況が続きますと、経費のウエートが大きい品目への期待ができなくなり、生産者の維持確保が危惧されるということで、今年度につきましても国におきましては次期作支援交付金による支援、また本市におきましても施設園芸の生産農家への意欲喚起対策としての次期作支援産地維持対策事業費補助金によって、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少した方に対してということではありますが、かかる経費の一部に支援をしております。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 土居篤男議員の御質問の、住宅の安全についてお答えをいたします。

議員御指摘の、十市地区におけるトーチカの撤去につきましては、当初国の補助金、特殊地下壕等対策事業を活用し対策を進めるよう国と調整を行ってございましたけれども、最終的に補助金の対象外という決定になりました。

そのために、市単独事業として実施すべく令和4年度予算に計上しておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

なお、国に対しましては、今後特殊地下ごうだけでなくトーチカ等の構造物も危険と認められる場合は特殊地下壕等対策事業の対象としていただくよう、全国特殊地下壕対策推進協議会を通して要望を上げております。

また、市長会にも対象となるよう要望を提出してまいります。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 都市整備課長。

〔若枝 実都市整備課長登壇〕

○都市整備課長（若枝 実） 土居篤男議員の津波対策についての御質問にお答えいたします。

本市においては、南海トラフ地震による津波の最大波高は16メートルと予測されており、津波による住宅の被害は甚大になることが予想され、災害リスクの高い区域から安全な区域への移転の促進を図っていくことが重要であると考えております。

津波浸水予測区域からの移転に伴う住宅の建築につきましては、平成28年3月に高知県が開発許可の規制緩和を行っておりまして、発災時に自ら避難することが困難な方は、高知県開発審査会の議決を要しますが、津波浸水予測区域外の本人または3親等内の親族が所有する土地、そのほか第三者から購入した土地でも住宅を建築できるようになっております。

また、平成30年4月から本市が運用を開始いたしました立地基準でも、既存集落内もしくは大規模指定集落内の宅地雑種地への住宅の建築や、合法的な空き家等を第三者が購入し移転することも、また購入した空き家等を建て替えることも可能となっており、津波浸水予測区域以外にも住宅を建築することが可能となっております。

しかしながら、土居議員が言われますように、現行の都市計画法は津波浸水予測区域の移転を希望する住民の誰もが市街化調整区域の津波が来ない場所ならどこにでも住宅を建てられる立地基準になっていないところでございます。

国は、近年の頻発、激甚化する自然災害に対応するために、災害ハザードエリアにおける開発の抑制や災害ハザードエリアからの移転の促進など、安全なまちづくりのための対策を講じ

るために都市計画法の一部を改正し、令和4年4月1日から施行することになっております。

この法の改正では、災害ハザードエリアからの移転の促進を図るため、市街化調整区域の災害レッドゾーンから同一の市街化調整区域への移転が可能となる新たな立地基準が追加されましたが、まだ国から具体的な運用が示されていないため、今後どのような内容の運用が示されるのか、現在国の動向を注視しているところでございます。

本市南部地域の津波浸水予測区域内における既存集落の維持と津波浸水予測区域からの移転といった2つの異なる課題について、まちづくりの観点から今後どのように整理し課題解決を図っていくのか、本市の課題であると考えております。

まずは、災害ハザードエリアからの移転の促進に関しまして、国の運用指針が示されるのを待って国の運用指針及び市街化調整区域の特性を踏まえた上で、本市のまちづくりの方向性を含め立地基準の見直しや開発許可の運用につきまして検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 生涯学習課長。

〔中村俊一生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（中村俊一） 市指定史跡前浜砲台跡についてのお尋ねがございました。

土居篤男議員言われますように、藩政時代の記念といたしまして台座の部分が保存されているもので、市の指定史跡となっております。

南国の歴史を歩くという本でこの史跡を紹介している部分を見ましたところ、須崎、浦戸、種崎、前浜などと書かれてございましたので、よその取組なども調査してまいります。復元となりますと、見る方の誤解を招かないためにも裏づけとなる図面や資料、発掘調査などの調査成果に基づいた上で行う必要がございますので、資料収集などに努める必要がございます。

別の方法といたしまして、ホイッスル砲がどういったものであるかとかいうような紹介の看板などについては、時間や経費をかけずともできるものであると思っております。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） まず最初の、市長の政治姿勢で、子育て支援策について一括して市長から答弁をいただきました。

一括でも前進させますよと、子育て支援は大事なことからやりますよという意味は分かりますが、私はやっぱりもうちょっと具体的に事前に調べて聞いておいたらよかったんですが、例えば大学進学への援助とか、そういう個別に幾つかあると思いますが、そういうのも含めて、

これも支援予算は組まれておりますでしょうか。財政課長、そこら辺は分かりませんか。

もし分かったら答弁をしていただいて、そういうものがあればもっとも増額を常にもう検討してもらいたいと。子供を増やすという立場で。大学進学を援助したち、就職先が高知県内にはありませんので、帰ってくる当てがあるとは限りませんが、それでも子育てしやすいという点では大学進学の援助なんかも充実すれば、南国市に住む人が負担が軽くなるということです、そういうのも含めてあらゆる子育て支援事業をもっと、私も事前にそれを聞いて、予算をちゃんと聞いといたらよかったです、市長の答弁以外に財政課長はそこら辺分かりませんか。個別のこういう点でこういうふうに使ってますとかいうて。

それから2つ目に、コロナ禍の影響については、農協なり県なりも取り組んでいるようですので、なお注意をして、まだハウス燃油も急に下がるということはありませんので、来年の冬どれだけ落ち着いているかということになるかと思いますが、注意をしながら南国市独自でもやれることはないか考えていただきたいと思います。

それから、栗山にあります、コンクリート製のトーチカ、これは予算がやろうかというふうに検討しよったけど、具体的にはまだ実行する言うたかね、ぜひこれは実行していただきたい。国の予算、県の予算つけん言うても、地盤がすごく弱いところで、あのコンクリートの塊が土と一緒に崩れてきたらひとたまりもないと思います。もう一個、東のほうの上のほうにあります、それは下に家もありませんので、地盤がそのほうは悪いというふうにも聞いておりません。家の真上にあるトーチカが非常に地盤も悪いということですので、ぜひこれは固定資産税も取りゆう以上は、そりゃあ1億円もかかるわけでもないし、やっぱりやるべきだと思います。

それから、津波対策の都計法なんです、やっぱり津波が来るということは100%間違いないでしょう。16メートルになるのか10メートルになるのか8メートルになるか分かりません、次の津波が。けん、50年後には次が8メートルでもその次は16メートルの可能性もありますし、やっぱりそれを予測した都計法で、今国のほうも検討しゆうように答弁を受け取りましたが、検討ではなくてどうしたってやらないかんことです。

津波の来る、例えば十市の、ほいで浜田の沖、東坪池の住宅の人、15メートル、16メートルが堤防を越えてきますから、もうここにおるのは嫌だというたら、栗山の上の山をかうて自分でも道つけるき、そこへ家を建てると、これは可能にしちゃらないかんじゃないです。国が検討しゆうどうのこのやなくて、県のほうもちょっと改正したいけん、津波が来ることが

分かってますから、ここに住むのは嫌だと言うたら、ほんなら小高い丘の上の栗山の上の家へ移ろうかというときに、まだ国が検討しゆうという話じゃなくて、そういうのはオーケーと、移転、建築もオーケーと、そういうことに私はすべきじゃないかと。

そりゃ、国のほうの検討は、津波も明日来るわけじゃないろいうことで検討しゆうと思いますので、必ず来るというふうに想定すべきだと私は思うし、来るという以上はもう東坪池で住みたくないという人は、もう家も古いし、この際山の上へ建てたいと言うたらオーケーにしちゃらないかんじゃないです。今、国、県が検討しよりますじゃなくて。津波が、家がいったいあるき行くのを検討すらあ言うんやったら、そりゃまた話は分かるけど、そういうことはお構いなしに来ますからね。

そういう意味で、私は都市整備課が先を、前を行って、南国市はこういう、条例が必要なら条例つくったらええです。ぜひ南国市の海岸線は津波が来るということが確実ですので、そういう人が海岸線の山の上へ行きたい、峰寺のお寺の下でもどこでも構わん、高けりゃええと。他人の土地をかうて今建てれんきいかなあよということやなしに、そこを許可するように法の運用をしてくださいと言いうがです、私は。国が検討、大体国の津波の来るところで、冷房の効いたええ部屋で東大出の秀才が検討したって、そりゃなかなかいきません。やっぱり南国市の都市整備課長がそこは現地を見て判断をして、ああこれは嫌だろうなあと、ここに住むのは、じゃあほんなら緩めるかと、その点もうちょっと決断をしてください。国、県もそれを駄目だとまでは言わんと思いますので。

以上で2問目を終わります。

○副議長（岩松永治） 答弁を求めます。財政課長。

○参事兼財政課長（渡部 靖） 土居議員の奨学金、こちらのほうの関係の質問についてお答えいたします。

令和4年度におきまして、南国市の奨学資金といたしまして、これまでも計上しておるんですけども、10款の教育費のほうで南国市奨学資金を計上しておりますが、こちらにつきましては前年同額180万円、実質的には6人分の分として奨学資金のほうは予算計上しております。

こちらにつきましては、令和3年度におきまして現在1名の利用しかないというような状況で、令和2年度におきましても2名程度となっておるというようなところで、現状でいきますと予算上、前年と同額という形で計上しております。以上です。

○副議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土居議員の2問目にお答えをいたします。

先ほども御答弁をいたしましたけれども、本市のまちづくりの方針といたしましては、既存集落内へ集中をしていこうと、既存集落の維持のために既存集落内に住んでいただくという政策をしております。

今度は、この津波浸水区域の集落内から出ていくような施策になりますので、一定本市のまちづくりの方針という整理をまずはしないといけないんじゃないかなというところがございます。

それと、もし移転した場合に元住んでいた土地のことはどうするのかとか、そういったことも一つずつ整理してどのような立地基準が作成できるのか、また運用はできるのかっていうのを検討しまして、そういったことが整理できて立地基準案ができましたら、当然また高知広域のほうにも諮って進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 土居篤男議員。

○19番（土居篤男） 住みよい南国市の中で、子育て支援についてもうちょっと事前に、個別に項目をこちらが提示したらよかったですけど、もうちょっと進学支援が数件のように2問目の答弁ではありましたが、これも制限があるから数名になってるんじゃないです。無条件に、条件を緩めてやれば、もっと進学している人はいっぱいおると思いますので。そういう大学進学だけではありませんが、そういうことを南国市に住んだらそういう点もうんと優遇されてますよと。南国市へ帰ってくれるとは限りませんが、子育てしやすいという条件にはなりますので、そういう点で内容が分かっている財政課長に、今この何件程度だが、もっと市長に言うてもっと増やさないかねと、増やすにはどうするか相談していきますと、そういう答弁がぜひ欲しいですが。

それから、南国市の史跡の前浜の問題では、ホイッスル砲が変な現物と違うものを据えてもいけませんので、私も何かホイッスル砲を見た記憶がありますので、南国市史に関する本にも出ちよったと思います。ぜひプラスチック製で模造をして数門据えておけば、観光客もいっぱい来ませんが、ほうほうと、江戸徳川幕府の最後の、誰だったか分かりませんが、驚きがかかる、そういう前浜の砲台跡にぜひ整備をしたら面白いと思います。

それから、津波対策では、国、県は検討はしてるでしょうけど、南国市の職員として現場を見て、Aさんが例えば札幌の人が栗山の山の上へ建てたいと言うたときには建てれると、そういう国、県が検討じゃなくって、そういうことは可能じゃありませんかといって私は言いゆがです。ぜひそれは可能になるような都計法の運用にすべきだと。津波が来ることは分かっていますので。札幌、西坪池の人がここにおるのは嫌やと言うたら、峰寺山でも栗山の山の上でも

構わん、他人の土地をかうていくと、これをオーケーにしちゃらないかんがです。もう一遍答弁を、都市整備課長お願いします。

○副議長（岩松永治） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） 土居篤男議員から子育て支援ということで、さっきの奨学金のことですが、奨学金につきましても、その制度としましていろいろあるわけですが、返還免除ということもよく言われておるところですが、例えば南国市へ帰ってきて働く方の奨学金を返還免除するというような制度設計もしていくことも検討することができるのではないかというふうにも思っております、どういったことができるかっていうことの検討は引き続きやってまいります。

また、生涯学習課長のほうから御答弁いたします。

○副議長（岩松永治） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村俊一） ホイッスル砲の話もございますが、奨学金の補足をまずさせていただきますと思います。

現在の貸与型奨学金につきましては、県外の大学、専門学校へ行く場合が月3万円、県内の大学、専門学校の場合が月2万円となっております。基準が生活保護基準の1.3倍の所得となっております。選考委員も庁内で組織をしておりますが、現在選考によって落とすとかいうことではなく応募そのものが少なくって、応募してきた方はここ何年かこっちの想定より少ないので、全員お貸しすることで決定しております。

ただ、コロナ禍の中で、休学したからやっぱり取り下げますとかそういった事例もあっておるところでございます。

次に、ホイッスル砲のことですが、ちょっと準備不足でしたが、文献とかですと30ポンド6貫目ホイッスル砲が一番大きかったとかございまして、土佐藩で設置した砲の中にも大小があるのではないかと思います。正確な復元を記すということであれば、なお必要な資料収集に努めたいと思います。

あと議員、津波のこともおっしゃいましたので、あまり高額なものですとちょっとちゅうちょするところがございますので、先ほど申しましたようにホイッスル砲とはこういったもんですというようなイメージ図のような看板を置くのが費用と時間で近道かなということで申し上げたものでございます。以上でございます。

○副議長（岩松永治） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 土居議員の3問目にお答えをいたします。

規制緩和の立地基準につきましては、市町村と申しますか市のほうで何でもできるというわけではございません。やはり都市計画法の範囲内でしかできませんので、まず市で法令できるといたしましたら、やはり都市計画法の第34条の中が立地基準なんですけれども、34条の12号の中に各市町のまちづくりに合った建物を建てるための立地基準としては条例で定めることができるというふうになってますので、まず市のまちづくりの方針に沿った建物ということで、まずまちづくりの方針の整理をしなければならないということ。

それで、市街化を形骸するおそれがなく、そういった津波浸水区域からの移転を希望する人が津波が来ないところに移転をできるような立地基準については、どんなふうな立地基準が考えられるのかというのを検討をしまして、それが本市のまちづくりの方針に合致するように案を作成した後に、やはり国とか県とかの相談、協議も必要ですので、そういったのも踏まえてどれだけのことができるのかっていうのをまず市内部のほうで検討しまして、立地基準の案とかを作成した上で、まずは高知広域の勉強会であるとかそういったところに諮っていきたくと。先ほども言いましたように、全て市のほうで立地基準が定められるわけではありませんので、何とか国、県に認めてもらえるような案を作成しまして、作成しましたら国、県と協議をしていきたいというふうに思います。

（「もうないの。以上、終わり」と呼ぶ者あり）

—————\*—————

○副議長（岩松永治） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明11日の議事日程は一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時48分 延会